

真庭市

障がい福祉ガイドブック



障がい福祉ガイドブック

この「障がい福祉ガイドブック」は、障がい者及びそのご家族に各種福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくために作成しました。

令和8年4月現在の福祉制度やサービスの概要を掲載していますが、紙面の都合上簡略な説明になっており、制度改正などにより記載している内容が変わることもあります。詳しくは、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

●「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字には悪い影響という意味もあり負のイメージが強いため、偏見や差別、不快を感じる人もいるのではないかという見解から、ひらがな表記の「がい」を基本表記としています。なお、法律で定められた用語等については、混乱を避けるため漢字表記としています。

真庭市役所窓口一覧

名称	住所	電話番号	FAX 番号
福祉課	〒719-3292 真庭市久世 2927-2	0867-42-1581	0867-42-1369
健康推進課		0867-42-1050	0867-42-1388
子育て支援課		0867-42-1054	0867-42-1388
高齢者支援課		0867-42-1074	0867-42-1390
市民課		0867-42-1112	0867-42-7455
こども家庭センター (はぐくみセンター)		0867-42-1816	0867-42-1388
地域包括支援センター	〒719-3201	0867-42-1079	0867-42-1305
障がい者・児発達発育支援センター	真庭市久世 2928 (久世保健福祉会館内)	0867-42-1080	0867-42-1369
北房振興局	〒716-1433 真庭市下砦部 248	0866-52-2113	0866-52-4496
落合振興局	〒719-3194 真庭市落合垂水 618	0867-52-1111	0867-52-1939
勝山振興局	〒717-0013 真庭市勝山 319	0867-44-2925	0867-44-5229
美甘振興局	〒717-0105 真庭市美甘 4134	0867-56-2611	0867-56-2033
湯原振興局	〒717-0406 真庭市豊栄 1515	0867-62-2011	0867-62-2097
蒜山振興局	〒717-0504 真庭市蒜山下福田 305	0867-66-2510	0867-66-4401

※今後、組織機構の見直しなどにより、市役所の窓口が変更になる場合があります。

マイナンバーが必要です…手続きにマイナンバーが必要

窓…窓口に設置している書類

マイナンバー（個人番号）について

このガイドブックの中でお知らせしている制度の中には、マイナンバーの必要な手続きがあります。**マイナンバーが必要です**と記載のある手続きでは以下の必要な書類をご準備ください。

1 ご本人が申請する場合

マイナンバーの確認、身元確認が必要です。

(ア) マイナンバーの確認

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(イ) 身元確認

顔写真付き証明書は1点、それ以外は2点必要です。

・1点で身元確認ができる書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等

・2点で身元確認ができる書類

保険証等※、後期高齢者医療資格確認書等※、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、特別障害者手当等各種決定通知書（氏名・住所が記載されたもの）、年金手帳、恩給証書、障害年金証書等

2 代理人が申請する場合

代理権の確認、代理人の身元確認、本人のマイナンバーの3つを確認します。

(ア) 代理権の確認

- 1) 法定代理人・・・戸籍謄本、登記事項証明書等の資格を証明する書類（原本）
- 2) 任意代理人・・・委任状（原本）※様式は窓口にあります

(イ) 代理人の身元確認

顔写真付き証明書は1点、それ以外は2点必要です。

・1点で身元確認ができる書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等

・2点で身元確認ができる書類

保険証等※、後期高齢者医療資格確認書等※、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、特別障害者手当等各種決定通知書（氏名・住所が記載されたもの）、住基カード（写真なし）、年金手帳、恩給証書、障害年金証書等

(ウ) ご本人のマイナンバー確認

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

※保険証（有効期限内）、資格確認書、マイナ保険証のことです。

3 郵送による申請の場合

郵送による申請の場合は、上記の「ご本人が申請する場合」「代理人が申請する場合」と同様の書類が必要です。その際には、マイナンバーの確認、身元確認のための書類は写しを同封してください。

4 代理権のない使用者が手続きをする場合

使用者が提出する場合は、マイナンバーが使用者に見えないよう封筒に入れて提出してください。上記3の郵送による申請の場合と同様の書類が必要です。なお、使用者の方が申請書に記入することはできません。

その他

マイナンバーが分からないなど記載が困難な場合には、福祉課又は各振興局へご相談ください。

もくじ



1 障害者手帳

- 身体障害者手帳 ● 療育手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 各種手続き ----- 1



2 手当・年金・保険

- 特別障害者手当 ● 障害児福祉手当 ----- 2
- 特別児童扶養手当 ● 児童扶養手当 ----- 3
- 障害基礎年金 ● 特別障害給付金 ● 在宅介護手当 ----- 4
- 心身障害者扶養共済制度 ----- 5



3 医療

- 自立支援医療（更生医療） ● 自立支援医療（育成医療） ----- 6
- 自立支援医療（精神通院医療） ● 障害者医療 ----- 7
- 後期高齢者医療制度への早期加入 ----- 8



4 暮らしの助成・割引・減免

交通

- 真庭市コミュニティバス「まにわくん」運賃の割引
- 「チョイソコまにわ」運賃の割引 ● 「イコーデ」運賃の割引 ----- 9
- 各種交通機関運賃の割引 ● 重度心身障害者タクシー利用助成 ----- 10
- 障がいのある方の通院・通所交通費助成 ● 有料道路通行料金の割引 ----- 11
- 自動車運転免許の取得費の助成 ● 障害者自動車改造費の助成 ----- 12
- 福祉車両購入費助成 ● ほっとパーキングおかやま ● 駐車禁止除外指定車標章の交付 - 13
- 福祉車両（車いす送迎車）の貸出 ----- 14
- 福祉移送サービス ----- 15

税金

- 所得税・住民税の控除 ● 自動車税・軽自動車税又は自動車取得税の減免 ----- 16
- その他の税金の控除（相続税・贈与税・扶養共済制度掛金・マル優・個人事業税）
- 住宅のバリアフリー改修による税制上の優遇措置 ----- 17

公共料金など

- N H K放送受信料 ● ふれあい案内（N T Tの無料番号案内）
- ふれあいファックス（N T Tの無料ファックスサービス） ----- 18
- 青い鳥郵便はがきの無償配布
- 公共施設利用料の減免 ● 携帯電話基本使用料等の割引 ----- 19



5 日常生活の支援

在宅支援

●補装具費支給制度 ●難聴児補聴器購入費等助成事業-----	20
●日常生活用具の給付-----	21
●住宅改修費の給付 ●福祉機器・介護用品の貸出-----	32
●介護用品支給事業 ●身体障害者補助犬育成事業 ●盲導犬飼育費の助成-----	33

コミュニケーション支援事業

●意思疎通支援事業 ●手話通訳者設置 ●手話奉仕員養成講座・要約筆記奉仕員養成講座	
●意思疎通支援者養成支援事業●障がい者緊急情報配信 ●Net119 緊急通報システム---	34
●声のお便り●盲ろう者向け通訳・介助員養成講座	
●失語症者向け意思疎通支援サービス ●電話リレーサービス-----	35

保育・教育

●障がい児保育 ●教育相談 ●特別支援学級 ●通級指導教室（情緒）-----	36
●岡山県の特別支援学校-----	37

その他

●医療的ケア児訪問看護レスパイト事業 ●日常生活自立支援事業	
●生活福祉資金貸付制度 ●郵便等による選挙の投票-----	38
●寝具類等洗濯乾燥サービス ●要援護世帯等除雪支援事業-----	39
●ヘルプマーク ●市営住宅の入居条件の緩和-----	40
●岡山県障害者スポーツ大会への参加 ●ユニバーサルスポーツフェスティバル-----	41



6 障がい福祉サービス等

●障害福祉サービス-----	42
●障害児通所支援 ●障害福祉サービス市内事業所一覧-----	43
●児童通所サービス市内事業所一覧 ●その他-----	46
●サービスの利用方法	
（●申請から利用までの流れ ●申請について ●利用者負担 ●軽減制度）-----	47
●地域生活支援事業 ●障害者（児）通所奨励事業-----	49

7 相談窓口

●真庭地域自立支援協議会 ●障害者相談員-----	50
●成年後見制度 ●成年後見制度利用支援事業-----	51
●市内相談窓口 ●県内相談窓口 ●岡山県精神保健福祉センター-----	52
●関係団体-----	53



8 障がい者の権利

●障がいのある人とは ●虐待の種類 ●障がい者虐待の例-----	55
●障がいを理由とする差別とは ●社会的障壁とは	
●障がい者に対する差別の禁止 ●合理的配慮の提供義務-----	56



1 障害者手帳

● 身体障害者手帳

内容 身体障がい者（児）の方が各種の相談や支援を受けやすくするため、身体障害者手帳を交付しています。各種サービスに必要な場合もあります。身体障害者福祉法に定める障がいの種類や程度に該当すると認められた場合に交付されます。

※ 15歳未満の児童については、保護者の方が代わって申請してください。

● 療育手帳

内容 知的障がい児（者）の方が各種の相談支援を受けやすくするため、療育手帳を交付しています。再判定時期が定められる場合があります。

※ 申請前に18歳未満の方は児童相談所の予約（判定）、18歳以上の方は知的障害者更生相談所の予約（判定）を受けて下さい。

● 精神障害者保健福祉手帳

内容 精神疾患を有する方のうち、初診日から6か月以上経過しており、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。手帳の有効期間は2年間です。3か月前から更新手続きができますので、お早めにご手続きをお願いします。

※ 指定医師の診断書による申請と、障がいを事由とする年金証書等による申請ができます。

● 各種手続き

申請書は窓口にありますので、マイナンバーと下記の書類等をお持ちください。

手続	項目	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
		マイナンバーが必要です	マイナンバーが必要です	マイナンバーが必要です
新規	初めての申請 (期限切れの申請)	顔写真、 指定医師の診断書	顔写真	顔写真、指定医師の診断書又は 障害年金証書の写し等
障害の 変更	障害の等級変更	顔写真、手帳 指定医師の診断書	顔写真、手帳	顔写真、手帳、指定医師の診断書 又は障害年金証書の写し等
	他の障がい追加	顔写真、手帳 指定医師診断書		
更新	再認定（再判定） 期間の更新	顔写真、手帳 指定医師診断書	（判定機関で の判定のみ）	顔写真、手帳、指定医師の診断書 又は障害年金証書の写し等
氏名等 変更	住所や氏名が変わ ったとき	手帳		
転入	他市町村から転入 したとき	手帳（転入前のもの）、	手帳（転入前 のもの）、顔 写真	手帳（転入前のもの）、顔写真
再発行	破損	顔写真、破損した手帳		
	紛失	顔写真		
返還	死亡、治癒 等	手帳		

※ 顔写真は縦4cm×横3cm 脱帽上半身

※ 手続きには1か月半～2か月かかります。

※ このガイドブックでは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳すべてをさす場合「障害者手帳」と記載します。

※ 精神障害者保健福祉手帳手続きの顔写真は、希望により貼付を省略することが出来ます。ただし、手帳の提示が条件のサービスが受けられない場合があります。

※ 委任状には印鑑が必要となります。



2 手当・年金・保険

●特別障害者手当

対象者 20歳以上の在宅の重度障がい者で、次のいずれかに該当する方

- ① おおむね身体障害者手帳1～2級程度の障がいがある方
- ② 重度の肢体不自由で、かつ、日常生活に特別な介護が必要な方
- ③ 心臓、じん臓、呼吸器等の内部障がいがあり、絶対安静が必要な方
- ④ 知的又は精神障がいがあり、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な方

ただし、次のいずれかに該当する場合は、支給の対象となりません。

- 施設（有料老人ホーム・ショートステイ等は除く。）に入所している場合
- 病院に3か月以上入院している場合

※所得制限の審査と、診断書の審査を行います。審査には時間を要する場合があります。

※受給者には再認定の審査や現況届の提出があります

※手当の支給は申請の翌月分からです。支給の時期は2・5・8・11月の年4回、それぞれの支給月の前月分までを振り込みます。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●障害児福祉手当

対象者 20歳未満の在宅の重度障がい児で、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1級又は2級相当の障がいのある方もしくは療育手帳が最重度をお持ちの方
- ② 心臓、じん臓、呼吸器等の内部障がいがあり、長期にわたり絶対安静が必要な方
- ③ 知的又は精神障がいがあり、日常生活に常時介護が必要な方

ただし、次のいずれかに該当する場合は、支給の対象となりません。

- 施設に入所している場合
- 障がいがあることを支給理由とする公的年金を受けている場合

※所得制限の審査と、診断書の審査を行います。審査には時間を要する場合があります。

※受給者には再認定の審査や現況届の提出があります

※手当の支給は申請の翌月分からです。支給の時期は2・5・8・11月の年4回、それぞれの支給月の前月分までを振り込みます。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

月額 30,450 円（令和 8 年 4 月現在）

※本人又は配偶者及び同居の扶養義務者の前年所得が限度額を超えている場合、手当が支給されません。

【申請に必要なもの】

- ① 認定請求書
 - ② 所得状況届
 - ③ 所定の診断書 （医師の記載したもの）
 - ④ 障害者手帳（交付されている人）
 - ⑤ 年金証書又は年金振込通知（年金を受給している方のみ）
 - ⑥ 本人名義の通帳
 - ⑦ 印鑑（自署の場合は不要）
- マイナンバーが必要です**（対象者、配偶者、扶養義務者）

月額 16,560 円（令和 8 年 4 月現在）

※本人又は配偶者及び同居の扶養義務者の前年所得が限度額を超えている場合、手当が支給されません。

【申請に必要なもの】

- ① 認定請求書
 - ② 所得状況届
 - ③ 所定の診断書 （医師の記載したもの）
 - ④ 障害者手帳（交付されている人）
 - ⑤ 本人名義の通帳
 - ⑥ 印鑑（自署の場合は不要）
- マイナンバーが必要です**（対象者、配偶者、扶養義務者）

●特別児童扶養手当

対象者 20歳未満で身体、知的又は精神に政令で定める程度の障がいのある児童を監護する父、もしくは母又は父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

※児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けられることや、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所している場合は支給されません。

*所得制限の審査と診断書の審査を行います。審査には時間を要する場合があります。

*受給者には再認定の審査や所得状況届の提出がありません。支給時期は4、8、11月の年3回です。

問合せ 福祉課
TEL 0867-42-1581
FAX 0867-42-1369
又は各振興局

月額 1級 58,450円
2級 38,930円
(令和8年4月現在)

※手当の支給は申請の翌月分からです。
※年所得が限度額を超えている場合、手当が支給されません。

【申請に必要なもの】

- ① 認定請求書
- ② 認定診断書
- ③ 障害者手帳（交付されている人）
- ④ 戸籍謄本
- ⑤ 保護者名義の金融機関の預金口座申出書
- ⑥ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 （対象児童）
- ⑦ 受給者名義の通帳
マイナンバーが必要です
（対象児童、受給資格者、扶養義務者）

●児童扶養手当

対象者 離婚等で父又は母がいない状態の家庭（父又は母が1年以上行方不明又は拘禁、一定の障がいを含む。）で、児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までにある児童（児童に政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満）を監護している母又は父、養育者に支給されます。

問合せ こども家庭センター
TEL 0867-42-1816
FAX 0867-42-1388
又は各振興局

児童数	支給額月額	
1人目	全部支給	48,050円
	一部支給	48,040円～11,340円
2人目 以降	全部支給	11,350円
	一部支給	11,340円～5,680円

(令和8年1月現在) ※見込み月額

※所得制限などの制約があります

【申請に必要なもの】

- ① 認定請求書
- ② 戸籍謄本（外国籍の方は不要）
- ③ 本人名義の通帳
- ④ 年金手帳
マイナンバーが必要です
申請者、児童、扶養義務者のマイナンバーが必要です。

● 障害基礎年金

対象者

次のすべてに該当する方

- ① 障がいの原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - 国民年金加入中
 - 20歳前又は60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間
- ② 20歳到達日又は障がい認定日において、障がいの程度が国民年金法に定める1級又は2級に該当していること（手帳の等級とは異なります。）。
- ③ 一定の保険料の納付要件を満たしていること（初診日が20歳前の場合を除く。）。

問合せ

市民課 TEL 0867-42-1112

FAX 0867-42-7455 又は各振興局

津山年金事務所 お客様相談室 TEL 0868-31-2360

支給額

1級 年額 1,059,125 円

2級 年額 845,300 円

（令和8年4月現在）

※ 障害年金を受けるために必要な要件や病歴等確認事項がありますので、事前に下記の窓口へご相談ください。

※ 初診日に加入していた年金制度により、「障害厚生年金」「障害共済年金」があり、それぞれ申請先（相談先）が異なります。

● 特別障害給付金

※ 障害年金の請求ができなかった方でも、特別障害給付金の対象となる場合がありますので、下記の窓口へお問い合わせください。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金（厚生年金等）加入者の配偶者で、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなく、現に国民年金の障がい等級の1級・2級に該当する程度の障がいのある方
- ② 平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生で、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなく、現に国民年金の障がい等級の1級・2級に該当する程度の障がいのある方

※ ただし、①②とも65歳の到達日の前日までに、その障がいの状態に該当された方

問合せ

市民課 TEL 0867-42-1112 FAX 0867-42-7455 又は各振興局

津山年金事務所 お客様相談室 TEL 0868-31-2360

● 在宅介護手当

対象者

次のすべてに該当する方

- ① 満20歳以上65歳未満の心身障がい者及び介護者とも真庭市に住所があること。
- ② 在宅で障がい者を介護した期間が原則として6か月以上あること。

支給額

月額 10,000 円

※前期（10月）と後期（4月）の2回に分けて支給。

※病院への入院、施設への入所期間が、その月のうち16日以上の場合は、その月については支給の対象となりません。

問合せ

高齢者支援課 TEL 0867-42-1074 FAX 0867-42-1390 又は各振興局

●心身障害者扶養共済制度

内容 心身障がい児（者）を扶養している保護者等（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他親族）が毎月掛金を納めることにより保護者等が死亡（重度障がいを生じた場合も含む。）した場合、心身障がい児（者）に年金が支給されます。

対象者 ①身体障害者障がい程度等級表1～3級の方
②児童相談所、知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方
③精神又は身体に永続的な障がい（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）があり、上記①②と同程度の方（医師の診断）

保護者等の要件 ①岡山県内（岡山市を除く）に住所があること
②加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること
③特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
④障がいのある人1名に対して、加入できる保護者等は1名であること

掛金額（月額） 1口 9,300円～23,300円（加入者・保護者等の年齢に応じて変動）
※障がいのある人1人に対して2口まで加入できます
※加入者の所得状況により、掛金の減免が受けられることがあります

給付金額（月額） 1口加入 2万円（年額24万円）
2口加入 4万円（年額48万円）

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369

年金額

1口 月額20,000円（最大2口）
※特別加算金：月額10,000円
特別加算者・・・平成20年9月以前に加入された方で療育手帳A又は心身障害者手帳1級、2級を所持する方。

【申請に必要なもの】

- ①加入等申込書
- ②申込者告知書
- ③障がいの種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳又は年金証書等）
- ④年金管理者指定書（障がいのある方が年金を管理することが困難なとき）
※加入者は年金管理者になることが出来ません。
- ⑤住民票の写し（保護者及び障がいのある方それぞれ必要）
- ⑥印鑑



3 医療

● 自立支援医療（更生医療）

内容 身体障がい者が、指定医療機関において、その障がいについて確実な治療の効果が期待できる医療（心臓手術・人工関節置換・腎移植・人工透析療法など）を受ける場合に対象となる制度です。

対象者 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方

費用の一部負担 原則1割負担。ただし、医療保険単位の世帯の所得と症状（重度かつ継続に該当か非該当）に応じて、自己負担の上限月額が設定されます。また、一定所得以上の場合、対象外となります。

※ 対象となる医療を受ける前に申請し、判定を受けることが必要です。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 同意書および収入申告書
- ③ 身体障害者手帳（申請する医療に該当する障がい内容の記載のあるもの）
- ④ 医療保険の加入状況が確認できるもの（資格確認書またはマイナ保険証等）
- ⑤ マイナンバーがわかるもの（本人及び同じ健康保険の加入者）
- ⑥ 所得を確認できるもの（該当者のみ）
 - ・ 生活保護受給世帯証明書
 - ・ 非課税の場合は、本人の収入が確認できるもの（年金証書、振込通知書、通帳など）
- ⑦ 所定の診断書（医学的判定、月別所要見込額内訳表）
- ⑧ 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- ⑨ 印鑑（自署の場合は不要）

※ 手続きには1か月半～2か月かかります。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

● 自立支援医療（育成医療）

内容 身体に障がいのある児童、又は現存する疾患を放置すれば将来的に障がいを残す可能性のある児童（18歳未満）が、指定医療機関において、確実な治療効果が期待できる医療を受ける場合に対象となる制度です。

対象者 18歳未満の障がいを有する児童や、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童
 ※ 対象となる医療を受ける前に申請し、判定を受けることが必要です。

費用の一部負担 原則1割負担。ただし、医療保険単位の世帯の所得に応じて、自己負担の上限月額が設定されます。なお、入院時食事療養費は原則自己負担となります。また、一定所得以上の場合、対象外となります。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
 - ② 同意書および収入申告書
 - ③ 扶養親族申告書
 - ④ 医療保険の加入状況が確認できるもの（資格確認書またはマイナ保険証等）
 - ⑤ マイナンバーがわかるもの
 - ・ 受診者本人と保護者
 - ・ 受診者が被扶養者のときは、受診者と被保険者のもの
 - ・ 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療のときは加入者全員のもの
 - ⑥ 現在お持ちの自立支援医療受給者証（再認定等の場合）生活保護受給世帯証明書（該当者のみ）
- ※ 自立支援医療（育成医療）意見書
- ※ 印鑑（自署の場合は不要）

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

● 自立支援医療（精神通院医療）

内容

精神疾患の治療のために必要な医療を指定自立支援医療機関となっている病院又は診療所に通院する場合に、医療費が助成されます。入院や医療保険の対象外の治療の場合は対象となりません。

対象者

精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神物質その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方

費用の一部負担

原則1割負担。ただし、医療保険単位の世帯の所得と症状（重度かつ継続に該当か非該当）に応じて、自己負担の上限月額が設定されます。また、一定所得以上の場合は、対象外となる場合があります。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581
FAX 0867-42-1369 又は各振興局

● 障害者医療

内容

保険診療の自己負担額（高額療養費、入院時食事（生活）療養費に係る標準負担額及び自費診療分は除く。）を助成する制度です。

対象者

- ① 身体障害者手帳の障がい程度が1級又は2級の方
- ② 療育手帳の障がい程度A（重度）の方
- ③ 療育手帳の障がい程度がB（中度）であって、かつ身体障害者手帳3級を所持している方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療受給者証の両方を所持している方

※年齢と所得の制限があります。

費用の一部負担

障害者医療費受給資格証を提示して、県内医療機関を受診した場合の自己負担額が1割となります。



さらに、世帯の所得の状況に応じて、1か月の自己負担限度額が設けられています。

※ 障がい者本人又はその扶養義務者及び配偶者の前年の所得が限度額を超えている場合、対象となりません。

問合せ

市民課 TEL 0867-42-1112 FAX 0867-42-7455 又は各振興局

【申請に必要なもの】

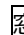
- ① 申請書 
- ② 同意書および収入申告書 
- ③ 医師の診断書（2年に1度）
- ④ 医療保険の加入状況が確認できるもの（資格確認書またはマイナ保険証等）
- ④ マイナンバーがわかるもの
 - ・ 受診者が18歳未満の方のときは、受診者本人と保護者
 - ・ 受診者が被扶養者のときは、受診者と被保険者のもの
 - ・ 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療のときは加入者全員のもの
- ⑤ 現在お持ちの自立支援医療受給者証（再認定等の場合）
- ⑥ 所得の確認できるもの（該当者のみ）
 - ・ 住民税非課税世帯で、受診者本人（18歳未満の時は保護者）が障がい年金、遺族年金、手当等受給されている方：受診者本人（18歳未満の時は保護者）の収入が確認できるもの（年金証書、振込通知書、通帳等）
 - ・ 生活保護世帯の方：受給証明書
- ⑨ 転入前の自治体で受給証を所持しており、真庭市でも利用する場合は、転入前の自治体で発行された受給証も窓口へご持参ください。

※ 有効期間は1年以内です。更新は毎年必要で、有効期間の終了する日の3か月前からできます。

※ 手続きから証の交付までには2か月程度かかります。

※ 受給者証の交付を受けた後、受診する医療機関、医療保険、住所などを変更した場合には、その都度申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 
 - ② 医療保険の加入状況が確認できるもの（資格確認書またはマイナ保険証等）
 - ③ 身体障害者手帳、療育手帳
 - ④ マイナンバーがわかるもの
- ※ 他市町村からの転入の場合は、受給対象者と同じ住民票世帯の配偶者及び扶養義務者、また受給対象者と同じ医療保険に加入している世帯全員（被用者保険の場合、受給対象者及び被保険者）の所得課税（非課税）証明書が必要な場合があります。

● 後期高齢者医療制度への早期加入

内 容

75 歳未満の方でも、後期高齢者医療制度に加入することができます。医療費が 1 割負担（ただし、令和 4 年 10 月 1 日より、現役並み所得者を除く一定以上の所得のある方は 2 割負担となります。）となります。
※現役並み所得者は 3 割負担となります。

対象者

65 歳以上 75 歳未満で、次のいずれかの手帳をお持ちの方

① 身体障害者手帳 1 級～ 3 級、4 級の一部（音声・言語・下肢の一部）（※）

② 療育手帳 A

③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級・ 2 級

④ 国民年金法等における障害年金の 1 級、 2 級

※ 下肢障がい の 4 級の一部は、両全足指欠損、一下肢下腿 2 分の 1 以上欠損、一下肢機能の著しい障がいのみ。

【申請に必要なもの】

マイナンバーが必要です

① 申請書 窓

② 障害者手帳

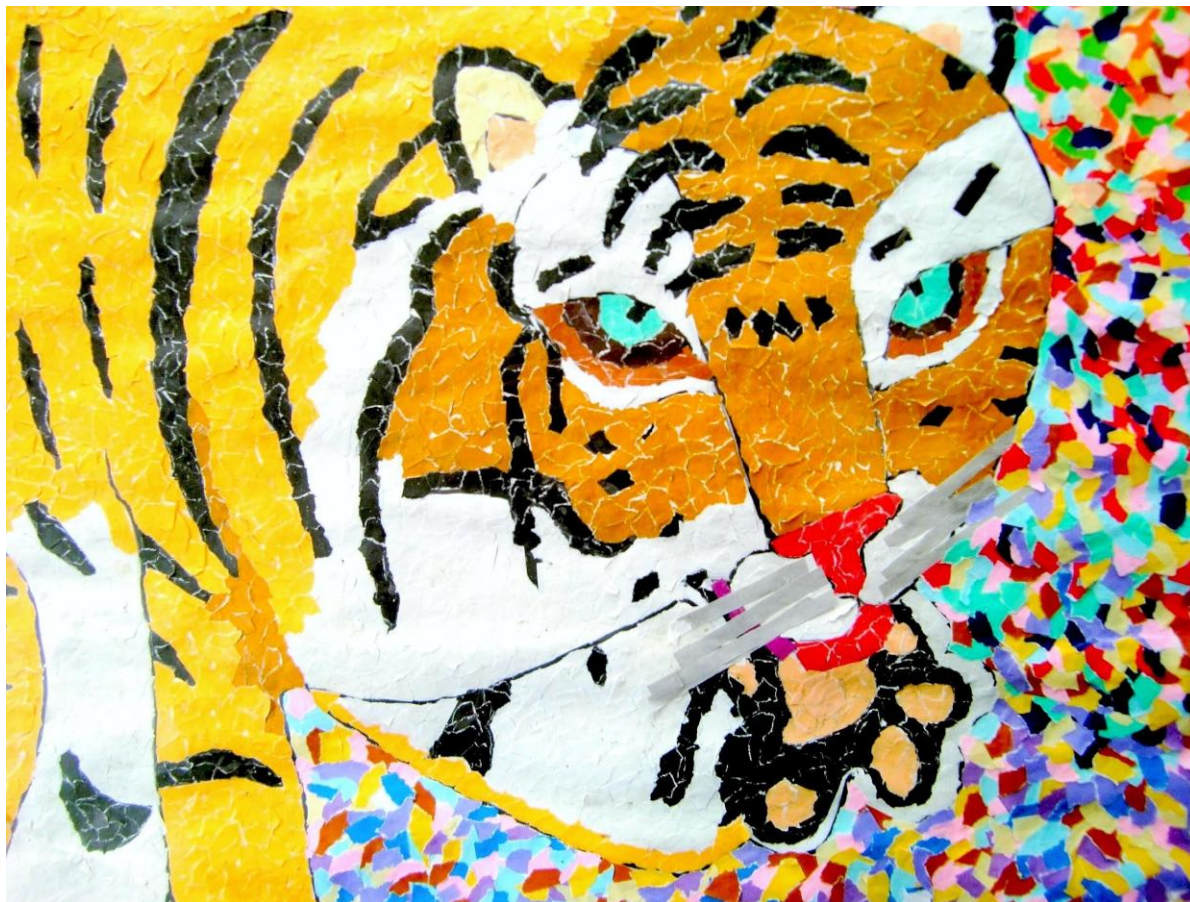
③ 印鑑

④ 国民年金等の証書

※ 詳しくは、市民課までお問い合わせください。

問合せ

市民課 TEL 0867-42-1112 FAX 0867-42-7455 又は各振興局





4 暮らしの助成・割引・減免

交通

● 真庭市コミュニティバス「まにわくん」運賃の割引

内容

真庭市コミュニティバスを利用する場合に、降車時に運転手に障害者手帳を提示することで障がい者割引（5割引）が適用されます。また、暮らし安全課では障害者手帳を普段携行しない方への割引証明として、運賃減免許可証を交付しています。

対象者


次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ② 身体障害者手帳第1種の交付を受けている者の介護者
- ③ 療育手帳の交付を受けている者の介護者

問合せ

共生社会推進課 TEL 0867-42-1017 FAX 0867-42-7455 又は各振興局

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 
- ② 障害者手帳

● 「チョイソコまにわ」運賃の割引

内容

真庭市内を運行するオンデマンド乗合交通「チョイソコまにわ」は、会員登録の際に障害者手帳所持を記入又は入力することで、障がい者割引（5割引）が適用されます。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ② 身体障害者手帳第1種の交付を受けている者の介護者
- ③ 療育手帳の交付を受けている者の介護者

問合せ

共生社会推進課 TEL 0867-42-1017 FAX 0867-42-7455 又は各振興局

【申請に必要なもの】

- ① 障害者手帳

● 「イコーデ」運賃の割引

内容

北房・落合地域（一部地域を除く）を運行するオンデマンド乗合交通「イコーデ」は、会員登録の際に障害者手帳所持を記入することで、障がい者割引（5割引）が適用されます。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ② 身体障害者手帳第1種の交付を受けている者の介護者
- ③ 療育手帳の交付を受けている者の介護者

問合せ

共生社会推進課 TEL 0867-42-1017 FAX 0867-42-7455 又は北房振興局

【申請に必要なもの】

- ① 障害者手帳

●各種交通機関運賃の割引

内容 身体障害者手帳又は療育手帳の提示により各交通機関の割引が受けられます。交通機関の割引については、障がいの等級等により、「第1種」「第2種」に区分されており、その種別に応じて、割引の適用範囲が異なります。

【第1種】：障がい者本人と介護者1名割引 【第2種】：障がい者本人のみ割引

問合せ 利用される各交通機関

各公共交通	手帳	内容
JR 運賃	身体、知的、精神	JR を利用する場合に運賃が割引されます。(単独利用は、片道100km を超える場合のみ)
電車運賃	身体、知的、精神	電車を利用する場合に運賃が割引されます。
バス運賃	身体、知的、精神	バスを利用する場合に運賃が割引されます。
航空旅客機運賃	身体、知的、精神	12 歳以上の障がい者が飛行機（国内線）を利用する場合に運賃が割引されます。
タクシー運賃	身体、知的、精神	タクシーを利用する場合に、運賃が1割引となります。

※利用する会社によって割引がない場合があります。

●重度心身障害者タクシー利用助成

内容 市内に住所があり、在宅の重度心身障がい者の方を対象に、タクシーを利用する料金の一部を助成します。ただし、障がいのある方の通院・通所交通費の併用受給はできません。

助成内容 利用券 月額 3,000 円（年間 36,000 円）
※ 申請のあった月の翌月から月額 3,000 円分を交付します。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

障がい／等級	1 級	2 級	3 級
視覚障がい	○	○	
聴覚障がい		○	
上肢機能障がい	○	○	
上・下肢機能障がい	○	○	
下肢機能障がい	○	○	○
体幹機能障がい	○	○	○
知的障がい	療育手帳の A 判定		

【申請に必要なもの】
①申請書 窓
②障害者手帳（手帳の総合等級ではなく個別障害等級で判定）

● 障がいのある方の通院・通所交通費助成

内容 真庭市内に住所を有し、障がいのある方の通院・通所に必要な交通費の一部を助成する制度を設けています。

①人工透析患者通院交通費助成	腎不全などの腎臓機能障がいにより人工透析療法を受けるために通院された方
②特定疾患医療附帯療養交通費助成	特定疾患治療研究事業にかかる治療を受けるために1か月に4回以上通院をされた方
③障害者（児）通所交通費助成	授産施設等へ1か月の開所日のうち半数以上通所された方
④療育訓練通所交通費助成	療育訓練を受けるため片道20km以上ある専門療育機関又は医療機関へ1か月に2回以上通所された18歳未満の方

助成金額

①人工透析②特定疾患③授産施設等通所

通院・通所距離（片道）	助成金額（月額）
1 km未満	1,000 円
1 km以上 5 km未満	2,000 円
5 km以上 10 km未満	3,000 円
10 km以上 15 km未満	4,000 円
15 km以上 20 km未満	5,000 円
20 km以上	7,000 円

④療育訓練

通所距離（片道）	通所回数（1か月）	助成金額（月額）
20 km以上	2回または3回	3,500 円
20 km以上	4回以上	7,000 円

※ ①～④までのすべての制度は、重度心身障害者タクシー利用との併用はできません。

※ 助成金は、毎年4月から9月まで及び10月から3月までの2期に区分し、それぞれの期ごとに申請が必要です。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

● 有料道路通行料金の割引

対象者 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人を対象に各地区有料道路事業者および都道府県所管の有料道路で通行料金の割引を受けることができます。

- ・本人が運転する場合・・・第2種身体障害者手帳をお持ちの方
- ・本人・介護者が運転する場合・・・第1種身体障害者手帳・療育手帳Aをお持ちの方

※精神障害者手帳や療育手帳B判定は、対象外です。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 障害者手帳
- ③ 車検証
- ④ 運転免許証（本人運転の場合）
- ⑤ ETCカード（20歳以上は障がい者本人名義に限る）
- ⑥ ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
（⑤⑥はETC利用申請をする場合のみ）
- ⑦ 割賦又はリース契約書（車検証の所有者名称が個人名義でない場合）

有効期限

- ・申請日から対象者の2回目の誕生日の前日まで
(更新申請の場合約2年)
- ・更新申請は有効期限の2か月前から可能。
(ETC利用の場合、2週間前までに更新してください。)
- ・自動車やETC車載器の変更をした場合は、変更申請が必要です。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●自動車運転免許の取得費の助成

内容

障がいのある方が自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。

対象者

次のすべてに該当する方

- ① 真庭市に住所を有する方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 「障がい者の雇用の促進等に関する法律」による運転免許取得に関しての助成を受けていない方
- ④ 自動車運転免許の取得することによって、就労など社会参加が見込まれる方

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
 - ② 障害者手帳
- ※ 助成申請前に運転免許を取得した場合は対象外です。
※ 所得制限があります。

助成金額

自動車運転免許取得費用の3分の2。上限10万円

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●障害者自動車改造費の助成

内容

就労等のため、障がい者本人が使用し運転する自動車の操向装置などを改造する必要がある方に、改造費の一部を助成します。

対象者

次のすべてに該当する方

- ① 真庭市に住所を有する方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた方で、上肢、下肢、体幹又は運動機能の障がいを有する障がい程度が1級、2級又は3級に該当する方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
 - ② 障害者手帳
 - ③ 改造を行う業者の見積書
- ※ 助成申請前に改造した場合は対象外です。
※ 所得制限があります。

助成金額

自動車改造費用の3分の2。上限10万円

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●福祉車両購入費助成

内容

身体障がい者の方又は介護者の方が福祉車両（障がい者が乗降しやすい座席を有している車両、車いす等のまま乗降できる装置を設けた車両）を購入しようとする場合にその費用の一部を助成します。

対象者

次のすべてに該当する方

- ① 真庭市に住所を有する方
- ② 身体障害者手帳を所持し、車いす、ストレッチャーを使用しなければ移動が困難と認められる者（以下「障がい者」という。）又は障がい者と生計を同一とする介護者
- ③ 障がい者の属する世帯全員が自動車税、軽自動車税及び住民税の滞納がないこと。

助成金額

福祉車両購入金額と通常車両販売価格との差額の2分の1。
上限 10万円

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
 - ② 身体障害者手帳
 - ③ 運転する者の運転免許証の写し
 - ④ 世帯全員の自動車税、軽自動車税及び住民税の納税証明書
 - ⑤ 福祉車両の購入等を依頼した販売店等からの改造車及び非改造車の経費の見積書
- ※ 助成申請前に福祉車両を購入した場合は対象外です。
※ 所得制限があります。

●ほっとパーキングおかやま

内容

車いすマークの駐車場（身体障がい者等用駐車場）の適正利用を図るためにできた制度です。対象者に専用の利用証を交付することで、県が協定を結んだ施設に確保された駐車スペースへ、優先して駐車できるようになります。

対象者

次ページ、表の通り

【期限なし（緑）】

身体・知的・精神障害のある人、高齢・難病の人



【期限あり（赤）】

妊産婦、けが人、その他歩行が困難な人

※期限の到来後や、対象でなくなった場合は利用証の返却が必要です

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●駐車禁止除外指定車標章の交付

内容

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいのために歩行が困難と認められる方、療育手帳Aの交付を受けている方又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

※ 車両を所有していない方でも、標章の交付が受けられます。

※ タクシーや他の方の車両に乗車する場合でも、標章を使用できます。

対象者

次ページ、表のとおり

問合せ 住所地を所轄する警察署の交通課

真庭市の場合：真庭警察署 交通課 TEL 0867-44-6110

《ほっとパーキングおかやま及び駐車禁止除外指定車標章の交付の対象者一覧表》

障がいの区分		ほっとパーキングおかやま	駐車禁止除外指定車標章	
身体障害者手帳	視覚障がい	1～4級	1～3級・4級の1	
	聴覚障がい	該当なし	2・3級	
	平衡機能障がい	3・5級	3級	
	上肢不自由	1・2級	1級・2級の1, 2	
	下肢不自由	1～6級	1～4級	
	体幹不自由	1～3・5級	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1～6級	1～4級
	心臓機能障がい	1・3・4級	1～3級	
	じん臓機能障がい	1・3・4級	1～3級	
	呼吸器機能障がい	1・3・4級	1～3級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1・3・4級	1～3級	
	小腸機能障がい	1・3・4級	1～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～4級	1～3級	
肝臓機能障がい	1～4級	1～3級		
療育手帳	A	A		
精神障害者保健福祉手帳	1級	1級		
その他	要介護高齢者、難病患者、けが人（※）、妊産婦等	戦傷病者手帳の特別項症～第4項症に該当する方の一部、色素乾皮症患者		

※ほっとパーキングおかやまについて、けが人や、上記以外の理由で歩行困難な場合は、医師の診断書・意見書等による歩行困難であることがわかる書類が必要です

●福祉車両（車いす送迎車）の貸出

内容 車いす使用者の家族の方、車いす使用者を移送するボランティアの方などに福祉車両（車いす送迎車）の貸出をしています。

※ 連続利用日数は、原則として4日以内です。

問合せ 真庭市社会福祉協議会 真庭市久世 2928

TEL 0867-42-1005 FAX 0867-42-2263

●福祉移送サービス

内容

車いすを利用されている人など、バスやタクシー等の公共交通機関の利用が困難な方のために、福祉車両で送迎するサービスです（有償）。

利用するためには、事前に登録が必要です。福祉課又は各振興局にご相談の上で申請してください。申請後、訪問調査・審査を経た上で認定された場合に登録されます。

※ 移送サービスの範囲は真庭市及び隣接する市町村です。

対象者

真庭市内に住所を有し、日常の外出において、他人の介助によらずに移動することが困難であり、自家用自動車又は公共交通機関等での移送が困難で、次のいずれかに該当する在宅の方

- ① 介護保険法の規定により要介護・要支援と認定された方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
- ③ その他の障がい有者の方（発達障がい、高次脳機能障がいなど）
- ④ その他市長が特に認めた方（難病の為、前記と同程度の障がいがあると認められる方等）

利用回数

原則として月6回まで

利用料金

登録料と利用料が必要です。

- ・登録料 1年間 1,200円
- ・利用料 15分につき 250円（10枚つづりのチケット制）

※ 利用者が乗車し、移送した時間が対象となります。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 障害者手帳、介護保険被保険者証等
- ③ 印鑑（自署の場合は不要）

手続きの流れ



利用の注意点

- ・原則として、在宅での日常生活、社会参加に必要な移送を対象とします。
- ・運転手は、身体介助はできません。車いすへの移乗などに介助が必要であれば、障がい者移動介助など別のサービスを手配してください。
- ・介助者の同乗が必要な場合は、家族等と一緒に同乗してください。
- ・車輛は、リフト車、スロープ車、回転シート車を用意しています。（一部ETC搭載）
- ・駐車料金、有料道路通行料等が必要な場合には、利用者の負担となります。
- ・車いすは、ご希望があればお貸しします。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

税金

● 所得税・住民税の控除

内容

申告により、所得税、市・県民税の所得控除が受けられます。
本人又は扶養者の課税所得から次の額が控除されます。

区分	対象者	障がいの程度	所得税	市・県民税
障害者控除	本人 控除対象配偶者 扶養親族	身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	27万円	26万円
特別障害者控除		身体障害者手帳 1級・2級	40万円	30万円
同居特別障害者控除	同居の控除対象配偶者又は扶養親族	療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級	75万円	53万円

※障がい者本人の前年中の合計所得金額が 135 万円以下の場合、住民税は課せられません。

問合せ

▶ 所得税・・・勤務先又は久世税務署 TEL 0867-42-0450
聴覚障がい者用 FAX 082-221-9391 広島国税局
▶ 市・県民税・・・真庭市税務課 TEL 0867-42-1114 FAX 0867-42-1240

● 自動車税・軽自動車税又は自動車取得税の減免

内容

障がい者本人又は同一生計者が運転し、障がい者のために利用される自動車に係る税金が減免されます。障がい者 1 人につき、普通車又は軽自動車いずれか 1 台に限ります。「事業用」は除きます。

対象者	所有名義	運転者	用途
18 歳以上の 身体障がい者	原則本人	本人	限定なし
18 歳未満の 身体障がい者	本人又は 生計を一 にする者	生計を一に する者	○障がい者の通勤、通学、通院、通所、生業又は一時帰省のために、週 1 回又は月 4 回以上、今後 6 か月以上継続して使用。 ○介護保険サービスへの通所、入院中・老人福祉施設入所中の場合は対象になりません。
知的障がい者 精神障がい者			

障がいの区分		普通自動車税	軽自動車税	
身体障害者手帳	視覚障がい	1～4 級の 1 まで		
	聴覚障がい	2・3 級		
	平衡機能障がい	3 級		
	音声機能障がい	3 級（気管を開口している場合）		
	肢体不自由	上肢	1・2 級	
		下肢	1～6 級	
		体幹	1～3・5 級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい		上肢機能	1・2 級（一上肢のみを除く）	
		移動機能	1～6 級	

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 障害者手帳
- ③ 車検証
- ④ 運転免許証

【申請時期】

- 普通自動車税
減免する自動車の内容により異なるためお問い合わせください。
- 軽自動車税
5月1日～納期限まで

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい	1・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級
肝臓機能障がい	1～3級
療育手帳	療育手帳 A
精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証所持者のみ)	1級

※ 家族等運転の場合は別に定めがありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ・減免申請の窓口

- ▶ 普通自動車税・・・岡山県美作県民局税務部 TEL 0868-23-1272 FAX 0868-24-3445
- ▶ 軽自動車税・・・真庭市税務課 TEL 0867-42-1114 FAX 0867-42-1240

●その他の税金の控除

区分	内容	窓口
相続税の控除	障がい者が相続により財産を取得する場合に、障がいの程度、年齢に応じて相続税の控除が受けられます。	久世税務署 TEL 0867-42-0450 聴覚障がい者用 FAX082-221-9391 広島国税局
贈与税の非課税	特定障がい者（特別障がい者及び一定の要件を満たす障がい者）が贈与を受ける場合に「特定障害者扶養信託契約」により、金銭・有価証券その他の財産を信託銀行等に信託したときは、その信託価格のうち 6,000 万円（特別障がい者以外の場合は 3,000 万円）まで非課税となります。	
扶養共済制度掛金の控除	岡山県心身障害者扶養共済制度の掛金が所得から控除されます。	
利子等の非課税 (マル優)	元本が 350 万円までの預貯金等（預貯金、貸付信託、公社債等）の利子が非課税となります。	預貯金先の金融機関
個人事業税 の非課税	重度の視覚障がい者（失明又は両眼の視力が 0.06 以下）が行う、はり・きゅう・あんま等の医療に類する事業は非課税となります。	岡山県美作県民局税務部 TEL 0868-23-1272 FAX 0868-24-3445

●住宅のバリアフリー改修による税制上の優遇措置

内 容

国が定める期間内に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置を受けることができる特例措置です。条件がありますので、詳しくはそれぞれの管轄へお問い合わせください。

問合せ

- ▶ 所得税・・・久世税務署 TEL 0867-42-0450
- ▶ 固定資産税・・・真庭市税務課 TEL 0867-42-1114 FAX 0867-42-1240

公共料金など

●NHK 放送受信料

内容 次の免除対象者に該当する場合は、NHKの放送受信料の減免を受けることができます。

【申請に必要なもの】

- ① 放送受信料免除申請書
- ② 障害者手帳
- ③ 印鑑

対象者

全額免除	半額免除
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	世帯主が受診契約者で、下記いずれかの手帳をお持ちの方 ①身体障害者手帳1級、2級又は視覚障がい、聴覚障がい ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級 ④戦傷病者手帳障特別項症から第1款症

問合せ NHK岡山放送局 経営管理企画センター TEL 086-214-4740
福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●ふれあい案内（NTTの無料番号案内）

内容 電話帳の利用が困難な方を対象に、無料で電話番号を案内します。

対象者 次のいずれかの手帳をお持ちの方

- ① 身体障害者手帳 視覚障がい（1級～6級）又は肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1級、2級）、聴覚障がい（2級～4級及び6級）、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい（3級～4級）
- ② 療育手帳
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 戦傷病者手帳 視力障がい（特別項症～第6項症）又は上肢障がい（特別項症～第2項症）聴覚障がい（第2項症、第4項症）、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい（第1項症、第2項症、第4項症）

問合せ NTT西日本ふれあい案内担当 TEL 0120-104-565 FAX 0120-000-104

●ふれあいファクス（NTTの無料ファクスサービス）

内容 耳やことばの不自由な方から電話の移転、故障などの相談、サービスの問い合わせなどをファックスで受けることができます。

手順 氏名、ファックス番号、相談内容を記入した任意の用紙を上記フリーダイヤルに送信すると、折り返し回答が送信されます。

料金 通話料・手数料無料（コンビニエンスストアなどに設置されているファクスを使用した場合は、ファックス使用料が必要な場合があります。）

問合せ NTTふれあいファクス番号 0120-201-390

●青い鳥郵便はがきの無償配布

内容 年に1回、無料ではがき（20枚）を配布します。詳しくはお近くの郵便局へお問い合わせください。

対象者 身体障害者手帳1級・2級
療育手帳A又は「1度」もしくは「2度」の表記がある方

窓口 お近くの郵便局（簡易郵便局を除く）

●公共施設利用料の減免

内容 公共施設の入場料や利用料等が減免される場合があります。各施設の窓口で手帳等を提示してください。

減免規定のある公共施設等を使用する際、障がい者手帳の代わりに、スマホアプリ「ミライロID」の画面を提示するにより、使用料等の減免サービスを受けることができる場合があります。

「ミライロID」は、スマートフォンに障がい者手帳を登録し、登録画面を提示することで本人確認として利用できる無料アプリです。

※詳しくはミライロIDホームページ (<https://mirairo-id.jp/>)よりご確認ください。



●携帯電話基本使用料等の割引

内容 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料と通話料等が減額される場合があります。ただし、携帯電話会社により、対象者、割引率が異なりますので、詳しくは利用される携帯電話会社にお問い合わせください。

窓口 各携帯電話会社



5 日常生活の支援

在宅支援

●補装具費支給制度

内容

障がい者等の身体機能を補う補装具の購入や修理・借受けの費用を支給します。給付を受けようとする場合、事前に申請が必要です。用品購入後の申請は受付できません。補装具にはそれぞれ耐用年数が定められています。

対象者

身体障害者手帳をお持ちの方又は障害福祉サービス等の対象となる難病等対象者。

本人負担

1割負担（自己負担上限額は37,200円）です。ただし生活保護世帯、低所得世帯は無料です。基準を超過した場合は自己負担となります。

【申請に必要なもの】

- ① 支給申請書
 - ② 身体障害者手帳、又は特定疾患医療受給者証や医師の意見書等難病患者であることを証明するもの。
 - ③ マイナンバーが確認できるもの（障がい者本人の場合は本人、障がい児の場合は保護者と対象児童）
 - ④ 印鑑（自署の場合は不要）
- ※ 補装具の種類によっては、意見書の提出や、岡山県身体障害者更生相談所や巡回更生相談で判定を受けなければいけないもの

障がい種別	補装具の種類
肢体不自由	義足、義手、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
障がい児のみ対象	起立保持具、排便補助具
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
重度両上下肢及び音声・言語障がい	重度障害者用意思伝達装置

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●難聴児補聴器購入等助成事業

内容

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴のある18歳未満の方を対象に、新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費の一部を助成します。給付を受けようとする場合、事前に申請が必要です。用品購入後の申請は受付できません。

【申請に必要なもの】

- ① 交付申請書
- ② 意見書
- ③ 見積書（意見書に基づき財団法人テクノエイド協会認定の認定補聴器専門店が作成したもの）
- ④ 印鑑（自署の場合は不要）

対象者

市内に住所を有する方で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴のある方。令和7年4月1日から所得制限は撤廃されました。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●日常生活用具の給付

内容 日常生活上の便宜を図るため、在宅生活している障がい者等に用具を給付します。給付を受けようとする場合、事前に申請が必要です。用品購入後の申請は受付できません。

対象者 障害者手帳をお持ちの方及び難病患者等の方
(用具によって対象者が異なります)

【申請に必要なもの】

- ① 給付申請書
 - ② 障害者手帳
難病患者等の方は医師の診断書
 - ③ 印鑑（自署の場合は不要）
- ※ 用具によっては医師の意見書が必要ですのでご相談ください。

※障がい者又はその配偶者のうち、いずれかが市町村税所得割の額が46万円以上の場合は、給付対象外となります。(令和7年4月1日から障がい児の所得制限は撤廃されました。)

費用の一部負担

1割負担（生活保護受給世帯・低所得世帯は無料）

ただし、負担が大きくなるように世帯の所得区分に応じて負担上限月額を設けています。

- 所得区分を判断する際の世帯の範囲は、対象者が障がい者である場合にあっては障がい者本人及びその配偶者、対象者が障がい児である場合にあっては保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員の方となります。
- 各用具の基準額を超えた部分については、全額本人負担になります。

問合せ

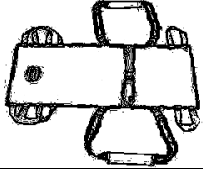
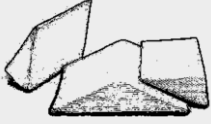

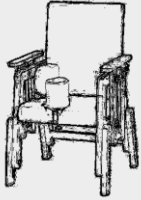
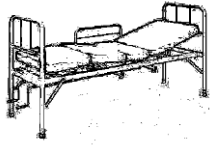

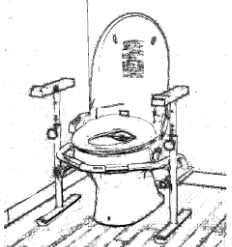
福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は振興局

・療育手帳 A…重度 A…最重度

(注1) 難病の方は難病の欄に●印のある用具が対象となります。

(注2) 介護保険が適用される方は、○印の用具については介護保険の制度が優先されます。

種別	種目	対象年齢	対象者	限度額(円)	難病患者(注1)	介護優先(注2)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	18歳以上	下肢又は体幹2級以上	154,000	●	○
	特殊マット	3歳以上	下肢又は体幹1級(常時介護を要する方のみ)	19,600	●	○
	特殊尿器	小学生以上	下肢又は体幹1級(常時介護を要する方のみ)	67,000	●	○

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額 (円)	難病者 (注1)	介護優先 (注2)
	入浴担架		3歳以上	下肢又は 体幹2級以上	対象者を担架に 乗せたままリフ ト装置により入 浴させるもの	82,400		
	体位変換器		小学生以上	下肢又は 体幹2級以上	介助者が対象者 の体位を変換さ せるのに容易に 使用し得るもの	15,000	●	○
	移動用リフト		3歳以上	下肢又は 体幹2級以上	介護者が対象者 を移動させるに 当たって、容易 に使用し得るも の。ただし、天 井走行型その他 住宅改修を伴う ものを除く	159,000	●	○
	訓練いす		3歳以上18歳未満	下肢又は 体幹2級以上	原則として附属 のテーブルを付 けられるもの	33,100		
	訓練用ベッド		小学生以上 18歳未満	下肢又は 体幹2級以上	腕又は脚の訓練 ができる器具を 備えたもの	159,000	●	
自立生活支援用具	入浴補助用具		3歳以上	下肢又は体幹 (入浴に介助 を要する方)	入浴時の移動、 座位の保持、浴 槽への入水等を 補助でき、対象 者又は介助者が 容易に使用し得 るもの。ただ し、設置に当た り、住宅改修を 伴うものを除く	90,000	●	○
	便器		小学生以上	下肢又は 体幹2級以上	対象者が容易に 使用し得るも の。ただし、取 替えに当たり、 住宅改修を伴う ものを除く	4,450	●	○

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額 (円)	難病者 (注1)	介護優先 (注2)
	頭部保護帽		制限なし	下肢又は平衡 もしくは体幹 療育手帳A 精神障害者手帳	転倒の衝撃から 頭部を保護できるもの	12,160		
	防音保護具		制限なし	知的障がい、 発達障がいを 有し、意見書に より認められ た場合	不適応行動の原因 となる刺激音 を取り除く、又 は軽減すること ができるもの	15,000		
	T字状・棒 状のつえ		小学生以上	下肢又は平衡 もしくは体幹	対象者が容易に 使用し得るもの。ただし、折 りたたみ式を除く	木材製: 2,200 軽金属製: 3,000		○
	白杖石突部 品(パーム チップ)		制限なし	視覚障がい者	白杖を利用する 際の、段差の解 消、躓きの防止 のためにと取り 付けるもの	3,100		
	移動・移乗 支援用具		3歳以上	下肢又は平衡 もしくは体幹	おおむね次のよう な性能を有する手 すり、スロープ等 であること。た だし、設置に当 たり、住宅改修を 伴うものを除く。 (1) 対象者の身 体機能の状態を 十分踏まえたも のであって、必 要な強度と安定 性を有するもの (2) 転倒防止、 立ち上がり動作 の補助、移乗作 の補助、段差解 消等の用具	60,000	●	○
	特殊便器		小学生以上	上肢2級以上 療育手帳A	足踏ペダルにて 温水温風を出し 得るもの。た だし、取替えに 当たり、住宅改 修を伴うものを 除く	151,200	●	


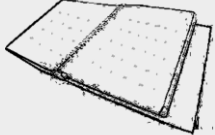
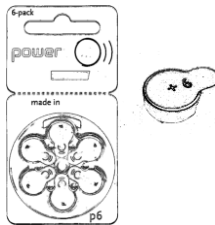
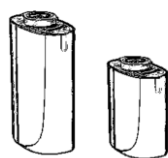

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額 (円)	難病者 (注1)	介護優先 (注2)
	火災警報器		制限なし	身体障害者手帳 2 級以上 (聴覚障害にあつては、障害の等級を問わない。) 療育手帳 A ※1	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザー等で知らせ得るもの	15,500		
	自動消火器		制限なし	身体障害者手帳 2 級以上 療育手帳 A ※1	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	●	
	電磁調理器		18 歳以上	視覚 2 級以上 療育手帳 A ※2	対象者が容易に使用し得るもの	41,000		
自立支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機		小学生以上	視覚 2 級以上	対象者が容易に使用し得るもの	7,000		
	聴覚障害者用屋内信号装置		18 歳以上	聴覚 2 級以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	87,400		
	聴覚障害者用屋内信号装置(火災警報器用)		制限なし	視覚 2 級以上 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ※1	火災警報器の音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	21,600		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額 (円)	難病者 (注1)	介護優先 (注2)
	視覚障害者用音声 IC タグリーダー		18 歳以上	視覚 2 級以上 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	リーダー(読取機)を IC チップが内蔵された小さなタグに向けてとあらかじめ録音された説明が聞こえるもの	59,800		
	透析液加温器		3 歳以上	じん臓 3 級以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500		
在宅療養等支援用具	初ライザー(吸入器)		3 歳以上	呼吸器 3 級以上 又は同程度	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	●	
	電気式たん吸引器		3 歳以上	呼吸器 3 級以上 又は同程度	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	●	
	吸引器・初ライザー		3 歳以上	呼吸器 3 級以上 又は同程度	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	72,450	●	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスサトメーター)		制限なし	難病患者等、人工呼吸器を装着している方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	157,500	●	
	酸素ボンベ運搬車		18 歳以上	医療保険で在宅酸素療法を行う方	対象者が容易に使用し得るもの	17,000		

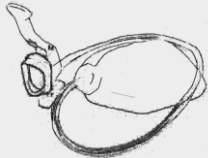
種別	種目		対象年齢	対象者		限度額 (円)	難病者 (注1)	介護優先 (注2)
	視覚障害者 用体温計 (音声式)		小学生以上	視覚2級以上	対象者が容易に 使用し得るもの	9,000		
	視覚障害者 用体重計		18歳以上	視覚2級以上 ※2	対象者が容易に 使用し得るもの	18,000		
	視覚障害者 用血圧計 (音声式)		小学生以上	視覚2級以上 ※2	対象者が容易に 使用し得るもの	15,000		
情報・意識疎通支援用具	携帯用会話 補助装置		小学生以上	音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由者等であって、発声・発語に著しい障がいを有する方	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	98,800		
	情報・通信 支援用具 (対象者向けのパソコン周辺機器、アプリケーションソフト等)		小学生以上	視覚又は上肢2級以上(周辺機器を使用しなければ情報機器の操作が困難である方のみ)	対象者が容易に使用し得るもの。ただし、単品で使用できるものを除く	100,000		
	点字ディスプレイ		小学生以上	視覚2級以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額 (円)	難病者 (注1)	介護優先 (注2)
	点字器		小学生以上	視覚2級以上	①標準型 (真ちゅう板) ②標準型 (プラスチック製) ③携帯用 (アルミニウム製) ④携帯用 (プラスチック製)	①10,400 ②6,600 ③7,200 ④1,650		
	点字タイプ ライター		小学生以上	視覚2級以上 (本人が就労 若しくは就学、 又は就労が見 込まれている 方のみ)	対象者が容易に 使用し得るもの	63,100		
	視覚障害者 用ポータブル コーダー		小学生以上	視覚2級以上	(1) 録音再生機 音声等により 操作ボタンが知 覚又は認識で き、かつ、 DAISY方式によ る録音及び当該 方式により記録 された図書の再 生が可能な製品 であって、対象 者が容易に使用 し得るもの (2) 再生専用機 音声等により操 作ボタンが知覚 又は認識でき、 かつ、DAISY方 式により記録さ れた図書の再生 が可能な製品で あって、対象者 が容易に使用し 得るもの	録音再生機: 89,800 再生専用機: 36,750		
	視覚障害者 用活字文書 読上げ装置		小学生以上	視覚2級以上	文字情報と同一 紙面上に記載さ れた該当文字情 報を暗号化した 情報を読み取り、 音声信号に変換 して出力する機 能を有するもの であって、対象 者が容易に使用 し得るもの	115,000		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額 (円)	難病者 (注1)	介護優先 (注2)
	視覚障害者 用拡大読書器		小学生以上	視覚	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、モニターへの拡大や音声等により印刷物等の内容が理解でき、対象者が容易に使用し得るもの	198,000		
	視覚障害者 用時計	<div data-bbox="391 672 478 705" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">触読式</div>  <div data-bbox="391 907 478 940" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">音声式</div> 	18歳以上	視覚2級以上	対象者が容易に使用し得るもの	触読式： 10,300 音声式： 13,300		
	音声色彩判別装置		制限なし	視覚2級以上	対象者が容易に使用し得るもの	47,000		
	聴覚障害者 通信装置		小学生以上	聴覚	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの	71,000		
	聴覚障害者 用情報受信装置		小学生以上	聴覚	字幕及び手話通訳等の聴覚障害者用番組並びテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	88,900		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額 (円)	難病者 (注1)	介護優先 (注2)
	人工喉頭	<div data-bbox="406 414 502 459" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">笛式</div>  <div data-bbox="406 694 502 739" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">電動式</div> 	3歳以上	音声、 言語機能3級 (喉頭摘出者 のみ)	(1) 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (2) 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池又は充電器を含む。)	笛式気管 カール付: 8,100 笛式 上記以外: 5,000 電動式: 70,100		
	点字図書		制限なし	視覚	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字により作成された図書	点字図書価格から一般図書価格を差し引いた額		
	人工内耳用電池	<div data-bbox="406 1120 534 1164" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">空気電池</div>  <div data-bbox="406 1422 566 1467" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">専用充電電池</div>  <div data-bbox="406 1680 566 1724" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">専用充電器</div> 	制限なし	聴覚障がい を有し、人工 内耳を装用し ているもの	人工内耳装 用者が、人工 内耳に使用 するもの	空気電池 2,000 (月額) 専用 充電電池 15,300 専用 充電器 25,200		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額 (円)	難病者 (注1)	介護優先 (注2)
排泄管理支援用具	ストマ用装具 (畜便袋)		制限なし	直腸 (ストマ 造設者のみ)	ストマ用品(皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のために使用する各種用品)であって、対象者が容易に使用し得るもの	8,900		
	ストマ用装具 (蓄尿袋)		制限なし	膀胱 (ストマ 造設者のみ)	ストマ用品(皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のために使用する各種用品)であって、対象者が容易に使用し得るもの	11,700		
	紙おむつ		3歳以上	膀胱、直腸機能障がい (ストマ用装具の使用が困難である方のみ) 乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がいにより、排便排尿の意思表示が困難で、医師の意見書で認められた方。 筋ジストロフィーによる下肢又は体幹機能障害2級以上で、医師の意見書で認められた方。 (ストマとの重複給付はできません)	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿等の衛生用品であって、対象者が容易に使用し得るもの	12,000		
	収尿器 (男性用)		3歳以上	脊椎損傷等で排尿調節が十分でない方	採尿器と蓄尿器で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの	普通型： 7,700 簡易型： 5,700		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額 (円)	難病者 (注1)	介護優先 (注2)
	収尿器（女性用）		3歳以上	脊椎損傷等で 排尿調節が十分でない方	採尿器と蓄尿器 で構成され、尿 の逆流防止装置 がついているもの	普通型： 8,500 簡易型： 5,900		

(※1) 火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度の障がい者等の単身世帯及びこれに準ずる世帯のみ

(※2) 視覚障がい者の単身世帯及びこれに準ずる世帯のみ

●住宅改修費の給付

内容 重度障がい者の在宅生活の支援や、介助者の負担軽減を図るため、住宅改修工事を行う場合、工事費用の一部を給付します。(既存の住宅に限り1回のみ。) 上限 20 万円

対象者 次のすべてに該当する方

① 下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者(移動機能障害に限る)で3級以上(特殊便器への取替えについては、上肢2級以上)の方、又は難病患者の方で下肢・体幹機能に障がいのある方

② 小学生以上の方

③ 介護保険の対象とならない方

※障がい者又はその配偶者のうち、いずれかが市町村税所得割の額が46万円以上の場合、給付対象外となります。(令和7年4月1日から障がい児の所得制限は撤廃されました。)

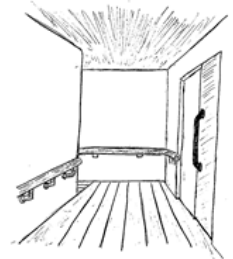
費用の一部負担

1割、生活保護受給世帯・低所得世帯は無料です。

● 所得区分を判断する際の世界の範囲は、対象者が障がい者である場合にあっては障がい者本人及びその配偶者、対象者が障がい児である場合にあっては保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員の方となります。

● 基準額を超えた部分については、全額本人負担になります。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局



●福祉機器・介護用品の貸出

内容 在宅で障がい者(児)や寝たきりの方を介護している家族又は本人に対して必要とする福祉機器・介護用品を貸し出しています。また、福祉教育やボランティア活動に対しても、活動に必要な場合に貸し出しています。

貸出機器

電動ベッド、ギャッジベッド、車いす、高齢者疑似体験用具 など

料金 無料(ただし、ベッドの貸し出しはマット消毒代として実費をいただきます。)

貸出期間

1年間(高齢者疑似体験用具は1週間)

対象者 市内に住所を有し、在宅で貸出の必要が認められる方

● 介護保険制度や障害者総合支援制度を利用されている方は、制度内の給付や貸出が優先されます。

問合せ 真庭市社会福祉協議会 TEL 0867-42-1005 FAX 0867-42-2263

【申請に必要なもの】

- ① 給付申請書
- ② 身体障害者手帳
難病患者等の方は医師の診断書
- ③ 印鑑(自署の場合は不要)
- ④ 住宅改修工事計画書(改修工事箇所を明示した工事図面をいう。)
- ⑤ 経費見積書
- ⑥ 改修工事箇所の写真(施工前・後)
- ⑦ 工事承諾書(対象者と改修する住宅の所有者とが異なる場合)

【申請に必要なもの】

- ① 福祉機器借用申請書
- ② 印鑑

●介護用品支給事業

内容 在宅で重度の介護が必要な高齢者を介護している介護者に対し、介護のために直接必要とする介護用品（紙おむつなど）を支給します。
6月と11月を基準に年2回支給され、毎回申請が必要です。

支給を受けられる方

介護者要件及び被介護者要件をそれぞれ1つずつ満たしており在宅で介護をしている方が対象
【介護者要件】市内に住所を有し、在宅で介護をしている次のいずれかに該当する人

①市民税非課税世帯の方

②市民税課税世帯に属しその世帯の最も納税額の多い方の前年度における市民税所得割額が12万円を超えない方

【被介護者要件】市内に住所を有し、市民税非課税世帯で次のいずれかに該当する人

①要介護度3の認定を受け、介護認定資料の調査票の排尿又は排便の項目に介助又は見守り等に該当

②要介護度4・5の認定を受けている方

問合せ 高齢者支援課 TEL 0867-42-1074 FAX 0867-42-1390 又は各振興局

●身体障害者補助犬育成事業（岡山県事業）

内容 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を必要とする方に対し、身体障害者補助犬を貸与します。

問合せ 岡山県障害者社会参加推進センター TEL 086-223-4562

●盲導犬飼育費の助成

内容 日常生活の不便をおぎない、安全を確保するために盲導犬を飼育している視覚障がい者の方に、飼育に要する費用の一部を助成します。

対象者 真庭市に住所を有する身体障害者手帳1級の視覚障がい者

助成金額 盲導犬の飼育に要した費用（月額6,000円）

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 身体障害者手帳
- ③ 印鑑
- ④ 盲導犬使用者証の写し

コミュニケーション支援


●意思疎通支援事業

内容 聴覚障がい者等とほかの方の意思疎通を支援するために意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）を派遣します。

対象者 ① 真庭市に住所を有する聴覚障がい者等
② 真庭市に住所を有する聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要のある方
③ その他

料金 無料

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369
又は各振興局

【申請に必要なもの】
① 申請書 
※ 緊急やむをえない場合は FAX やメールなどの方法でも申請ができます。（事後申請をしてください。）
※ 営利目的や政治団体や宗教団体が行う場合は派遣できません。

●手話通訳者設置

内容 市役所（福祉課）に手話通訳者がいます。聴覚障がい者及び音声・言語障がい者の市役所等業務・相談の通訳をします。相談支援も行います。

窓口 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369

●手話奉仕員養成講座・要約筆記奉仕員養成講座

内容 聴覚障がい者等とコミュニケーションを図り、社会参加を支援する人材を養成します。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●意思疎通支援者養成支援事業

内容 聴覚障がい者等の意思疎通を支援する意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）を養成するために専門的な研修の受講や資格取得のための試験受験に必要な費用の一部を補助します。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369

●障がい者緊急情報配信

内容 聴覚障がい者など情報伝達にハンディのある方に対して必要な情報を伝え緊急事態の把握や避難の方法の第一報として登録者の携帯電話・スマートフォンにメールを一斉配信します。あらかじめの登録が必要です。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369

●Net119 緊急通報システム

内容 聴覚や言語に障がいがあり音声による会話が困難な方が、音声によらない 119 番通報ができるサービスです。スマートフォン等を使用します。事前の登録が必要です。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369
消防本部予防課 TEL 0867-42-1190 FAX 0867-42-1672

●声のお便り

内容 真庭市に関する情報や話題等を視覚障がい者や高齢者の方に提供し、より豊かな暮らしをしていただくために、「広報まにわ」「社協だより」の朗読CDの配布をしています。
毎月10日発行。

料金 無料

問合せ 真庭市ボランティア・市民活動センター（真庭市社会福祉協議会本所内）
TEL 0867-42-1005 FAX 0867-42-2263

●盲ろう者向け通訳・介助員養成講座（岡山県事業）

内容 盲ろう者（目と耳両方に障がいのある方）を理解し、手書き文字、触手話、指点字等のコミュニケーション技術とガイドヘルプ（外出支援）技術を習得する講座です。

問合せ 岡山県障害福祉課 岡山市北区内山下 2-4-6
TEL 086-226-7345 FAX 086-224-6520

●失語症者向け意思疎通支援サービス（岡山県事業）

内容 失語症により、他者とのコミュニケーションが難しい方に対してコミュニケーションの援助を行います。

問合せ 岡山県言語聴覚士会（倉敷平成病院）TEL 086-427-1111 FAX 086-427-1183

●電話リレーサービス（総務省 公共インフラ）

内容 聴覚障がい者と聴覚障がい者以外の人との会話を、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳し電話で双方向につなぎます。

問合せ 電話リレーサービス提供機関：（一財）日本財団電話リレーサービス
TEL 0120-528-071 FAX03-6275-0913

保育・教育

●障がい児保育

内容 市内の保育園・認定こども園では、障がい児保育が可能ですが、詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 TEL 0867-42-1054 FAX 0867-42-1388

●教育相談

内容 小・中学校への就学、進学にあたって不安があったり、特に配慮を必要としたりする児童・生徒の保護者の相談に応じています。

窓口 真庭市教育委員会学校教育課 TEL 0867-42-1087 FAX 0867-42-1416

●特別支援学級

内容 軽度の障がいがあっても、地域の学校で学ぶことができるよう特別支援学級を設置しています。

(令和8年4月現在)

	小学校	中学校
知的障がい	9校	4校
自閉症・情緒障がい	8校	4校
聴覚障がい	－	－

● ただし、設置状況は年度ごとに変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

窓口 真庭市教育委員会学校教育課 TEL 0867-42-1087 FAX 0867-42-1416

●通級指導教室（情緒）

学校名	所在地	TEL 番号	FAX 番号
遷喬小学校	真庭市久世 100	0867-42-0033	0867-42-5543
勝山小学校	真庭市本郷 1801	0867-44-3141	0867-44-3142
久世中学校	真庭市台金屋 202	0867-42-0635	0867-42-0636
木山小学校（サテライト教室）	真庭市下方 1380	0867-52-0306	0867-52-7418
八束小学校（サテライト教室）	真庭市蒜山下見 1527	0867-66-2015	0867-66-2041

窓口 真庭市教育委員会学校教育課 TEL 0867-42-1087 FAX 0867-42-1416

●岡山県の特別支援学校

種別	学校名		所在地	TEL 番号	FAX 番号
視覚障がい	県立岡山盲学校		〒703-8235 岡山市中区原尾島 4-16-53	086-272-3165	086-272-1853
聴覚障がい	県立岡山聾学校		〒703-8217 岡山市中区土田 51	086-279-2127	086-279-8960
肢体不自由	県立岡山支援学校		〒703-8207 岡山市北区祇園 866	086-275-1010	086-275-0029
知的障がい	県立岡山西支援学校		〒700-0951 岡山市北区田中 579	086-243-4535	086-243-4531
	県立岡山南支援学校		〒701-0212 岡山市南区内尾 721-3	086-298-1090	086-298-1092
	県立岡山瀬戸高等支援学校		〒709-0854 岡山市東区瀬戸町江尻 1326	086-952-5633	086-952-5636
	県立倉敷琴浦高等支援学校		〒711-0903 倉敷市児島田の口 1-1-16	086-477-9301	086-477-9303
	県立東備支援学校		〒705-0013 備前市福田 637	0869-66-8501	0869-66-8502
	岡山県健康の森学園支援学校		〒718-0313 新見市哲多町大野 2034-5	0867-96-2995	0867-96-2998
	倉敷市立倉敷支援学校		〒710-0036 倉敷市粒浦 388-1	086-425-4611	086-427-4445
	岡山大学教育学部附属特別支援学校		〒703-8282 岡山市中区平井 3-914	086-277-7431	086-277-7673
知的障がい	県立岡山東支援学校		〒703-8216 岡山市東区穴甘 1018	086-279-3020	086-279-6973
	県立倉敷まきび支援学校		〒710-1301 倉敷市真備町箭田 4682-1	086-697-1233	086-698-2511
肢体不自由	県立西備支援学校		〒714-0071 笠岡市東大戸 5075-1	0865-63-1603	0865-63-1604
病弱 肢体不自由	県立早島支援学校		〒701-0304 都窪郡早島町早島 4063	086-482-2131	086-482-2130
知的障がい 肢体不自由	県立誕生寺支援学校	誕生寺校地	〒709-3603 久米郡久米南町山ノ城 110-2	0867-28-2321	0867-28-2322
	県立誕生寺支援学校	弓削校地	〒709-3612 久米郡久米南町上弓削 1657-1	0867-28-2828	0867-28-2823

● 詳しくは、お問い合わせください。

窓 口

岡山県教育庁特別支援教育課 TEL 086-226-7912 FAX 086-224-0612

その他

● 医療的ケア児訪問看護レスパイト事業

内容

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える訪問看護の費用の一部を助成する制度です。医療保険の適用を超える訪問看護に対し、利用料として 30 分 3500 円を上限に助成します。

対象者

以下の条件を満たす医療的ケア児の家族

- ① 0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- ② 同居の保護者又はその他の家族等により介護を受けて生活している者
- ③ 医師の訪問看護指示書により在宅で医療的ケアを受けている者

窓口

発達発育支援センター TEL 0867-42-1080

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
 - ② 訪問看護指示書の写し
 - ③ 訪問看護契約書の写し又は利用していることがわかる書類
- ※ 利用回数 年度 48 時間以内
(月 4 時間まで)

● 日常生活自立支援事業

内容

高齢者、障がいがある方など判断能力が十分でない方の権利や利益を保護し、地域で自立した生活が送れるように福祉サービス利用の援助と、それに伴う支払いなど、日常的な金銭管理を行うサービスです。

窓口

真庭市社会福祉協議会 TEL 0867-42-1005 FAX 0867-42-2263

● 生活福祉資金貸付制度

内容

収入が少なく、必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯や、障がい者等のいる世帯に対し、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的として、資金の貸付を行っています。ただし、償還する見込みがある世帯が対象となります。また、申込み後、審査があります。審査結果によっては貸付できない場合があります。

窓口

真庭市社会福祉協議会 TEL 0867-42-1005 FAX 0867-42-2263

● 郵便等による選挙の投票

内容

選挙の際に投票所へ行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票制度を利用することができます。この制度を利用するためには、あらかじめ選挙管理委員会へ申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

対象者

対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。
(該当の可否は、各手帳等に記載された障がい名および等級により判断されます。)

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢・体幹又は移動機能の障がい1級または2級の方
- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の障がい1級から3級の方
- ・介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護5の方

【代理記載制度】

上記に該当する方で、かつ、上肢又は視覚の障がい1級の方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人により、投票用紙の記載を行うことができます。

窓口

真庭市選挙管理委員会 TEL 0867-42-1072 FAX 0867-42-1341

●寝具類等洗濯乾燥サービス

内容

年1回、高齢者・身体障がい者の方で、衛生管理が困難な方の寝具類等のクリーニング費用の一部を助成します。

【助成金額】一人1回4,500円(4,500円を超えた部分は全額自己負担になります)

対象者

次のいずれかに該当する方で、在宅で生活されている方が対象となります。

(施設入所の方は対象とはなりません。)

- ① 要支援、要介護認定を受けた方で一人暮らしの方
- ② 要支援、要介護認定を受けた方で、同居する世帯員が75歳以上の高齢者のみの場合
- ③ 身体障害者手帳1級又は2級で一人暮らしの方
- ④ 身体障害者手帳1級又は2級で、同居する世帯員が75歳以上の高齢者のみの場合
- ⑤ その他の理由で寝具類の衛生管理ができない方
(例：世帯全員が要支援、要介護認定を受けている方)

対象寝具

掛け布団、敷き布団、毛布、こたつ掛け布団、こたつ敷き布団
(1回のサービスにつき各1点)

その他

申請書の提出が必要です。(審査があります)

問合せ

高齢者支援課 TEL 0867-42-1074 FAX 0867-42-1390 又は各振興局

●要援護世帯等除雪支援事業

内容

自力で除雪することが困難であると認められる高齢者や身体障がい者で構成される世帯に対し、除雪に要した費用の全部又は一部を助成します。

対象者

次のいずれかに該当する方

【申請に必要なもの】

- ① 領収書等支払のわかる書類
- ② 印鑑
- ③ 通帳等振込口座がわかるもの

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者のみの世帯
- ② 75歳以上の高齢者のみの場合
- ③ 身体障害者手帳1級～4級までの人のみの世帯
- ④ 介護保険制度で要支援1以上の認定を受けている
- ⑤ ①～④の方のみの世帯

対象範囲 玄関から公的な除雪対象となっている道路まで
居宅の屋根の雪下ろし及び下ろした雪の生活上最小限の処理

【助成金額】
除雪費用の2分の1
(生活保護世帯は全額)
年度あたり2万円を上限とします

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●ヘルプマーク

内容 ヘルプマークとは、外見からはわからない援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう作成されたマークです。



対象者 日常生活で配慮や援助を必要としている方（例：義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など）
※障がいの種別・等級・病名などによる条件はありません。
※障害者手帳や介護保険証等を持っていない人でも、援助や配慮を必要とする場合は申請することが可能です。

【申請に必要なもの】
① 申請書 窓
② 本人確認書類（健康保険証、免許証等）

手続き ご利用を希望する方の申し出により、申請書をご記入いただき、窓口でお渡しいたします。（代理の人でも手続きは可能です）

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●市営住宅の入居条件の緩和

・入居資格の緩和

内容 公営住宅の入居資格において、障がいのある方は緩和措置を受けることができます。

対象者		入居資格の緩和の例		
		収入基準額※	収入基準からの控除	入居人数
身体障がい	1～4級	214,000円	障がいの程度により控除額を定めている	通常同居親族必要 ↓ 単身入居可
精神障がい	1～2級	214,000円		
	3級	158,000円		
知的障がい	精神障がいの程度に相当する程度	214,000円		

※収入基準：公営住宅では、入居する人の所得が基準となる額を超えないように公営住宅法で定められています。通常 158,000 円ですが、障がい等の程度により、214,000 円に緩和されます。

{ (入居者・同居者全員の前年所得) - 控除額 } ÷ 12 か月 の式で求めます。

・抽選会における抽選回数の特典

内容 市営原方新住宅（真庭市勝山 1126 番地 1）の入居者募集時において応募人数が募集定員を超え、抽選会を開催することとなった場合、身体障がい者手帳 1～4 級をお持ちの方は抽選くじを 2 回引くことができます。

・家賃の減免

内容 申請により、家賃の減免を受けられることがあります。期間は毎年 9 月末までとしており、10 月以降も減免を受けようとする場合は、更新の手続きが必要です。
新規申請は随時受け付けています。

・住宅の住み替え

内容 市営住宅に入居している障がい者の方が、下記のような理由で日常生活が困難になった場合には、他の市営住宅へ住み替えることができます。

対象者 入居中の市営住宅に 1 年以上居住し、入居資格を有するとともに、次のいずれかに該当する方

- ① 階段や室内段差の昇降に支障がある場合
- ② 世帯状況や心身の状況により、現住宅での居住が困難な場合
- ③ 知的障がい者が作業所への通所が困難な場合
(※医師の診断書等が必要になります。)

問合せ まちづくり推進課 TEL 0867-42-7781 FAX 0867-42-1988

●岡山県障害者スポーツ大会への参加

内容 毎年春に岡山県障害者スポーツ大会が開催され、市内から多くの障がい者が参加し、スポーツを楽しんでいます。また、優秀な成績を納めた方は、全国障害者スポーツ大会へ出場できます。

問合せ 岡山県福祉相談センター 総務企画課 TEL 086-235-4075
福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●ユニバーサルスポーツフェスティバル

内容 障がいの有無に関わらず、誰もが一緒に楽しむことを目的としたスポーツフェスティバルを毎年秋に開催します。

問合せ スポーツ・文化振興課 TEL 0867-42-1178 FAX 0867-42-1416
福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369



6 障がい福祉サービス等

● 障害福祉サービス

内容 障がい者が地域で自立した生活が送れるように支援するための制度です。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病患者等の方。
● 障がいの種別や障害支援区分等により、受けられるサービスが異なります。

介護給付

サービスの名称	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助、外出時の移動支援などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

訓練等給付

サービスの名称	内容
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活機能向上のための訓練を行います。
宿泊型自立訓練	上記生活訓練対象者で、居室その他の設備を利用して日常生活能力向上のための支援を行います。
就労選択支援	就労を希望する人に合った働き方を一緒に考え、適切な仕事選びの支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

サービスの名称	内容
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な生活力等を補うため、1年間、定期的な居宅訪問等により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います。

● 障害児通所支援

内容 障がいのある児童が、年齢や障がい特性に応じた訓練を身近な地域で受ける支援です。

対象者 支援が必要とされた児童。（手帳の有無は問いません。）

サービスの名称	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援と併せて、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を行います。上肢・下肢又は体幹機能に障がいがある児童が対象です。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより、外出が著しく困難な障がいがある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	児童が通っている保育所等に、専門知識のある職員が訪問し、集団生活に適用するための専門的な支援を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。

● 障害福祉サービス市内事業所一覧

サービス	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	経営主体
居宅介護	真庭市社協訪問介護北事業所	717-0403	真庭市下湯原 47 番地	0867-62-7111	(福) 真庭市社会福祉協議会
居宅介護	真庭市社協訪問介護南事業所	719-3143	真庭市下市瀬 558-1	0867-52-1571	(福) 真庭市社会福祉協議会
重度訪問介護	真庭市社協訪問介護北事業所	717-0403	真庭市下湯原 47 番地	0867-62-7111	(福) 真庭市社会福祉協議会
重度訪問介護	真庭市社協訪問介護南事業所	719-3143	真庭市下市瀬 558-1	0867-52-1571	(福) 真庭市社会福祉協議会
同行援護	真庭市社協訪問介護北事業所	717-0403	真庭市下湯原 47 番地	0867-62-7111	(福) 真庭市社会福祉協議会
同行援護	真庭市社協訪問介護南事業所	719-3143	真庭市下市瀬 558-1	0867-52-1571	(福) 真庭市社会福祉協議会

サービス	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	経営主体
短期入所(福祉型)	コスモスの園	716-1411	真庭市上水田 4988-1	0866-52-4771	(福) 秋桜会
短期入所(福祉型)	蒜山慶光園	717-0602	真庭市蒜山上福田 1201-23	0867-66-4060	(福) 慶光会
短期入所(福祉型)	旭川荘真庭地域センター	717-0402	真庭市湯原温泉 442-1	0867-62-7701	(福) 旭川荘
短期入所(医療型)	真庭市国民健康保険 湯原温泉病院	717-0403	真庭市下湯原 56	0867-62-2221	真庭市
短期入所(医療型)	総合病院落合病院	719-3141	真庭市上市瀬 341	0867-52-1133	(医) 社団井口会
生活介護	デイセンターまにわ	719-3143	真庭市下市瀬 653	0867-52-7371	(福) 慶光会
生活介護	コスモスの園	716-1411	真庭市上水田 4988-1	0866-52-4771	(福) 秋桜会
生活介護	旭川荘真庭地域センター	717-0402	真庭市湯原温泉 442-1	0867-62-7701	(福) 旭川荘
生活介護	旭川荘真庭地域センターさくら (主たる障がい重症心身障がいとするもの)	717-0402	真庭市湯原温泉 442-1	0867-62-7701	(福) 旭川荘
生活介護	デイセンターひるぜん	717-0504	真庭市蒜山下福田 1-126	0867-66-7066	(福) 慶光会
生活介護	蒜山慶光園	717-0602	真庭市蒜山上福田 1201-23	0867-66-4060	(福) 慶光会
施設入所支援	コスモスの園	716-1401	真庭市五名 574-1	0866-52-4771	(福) 秋桜会
施設入所支援	蒜山慶光園	717-0602	真庭市蒜山上福田 1201-23	0867-66-4060	(福) 慶光会
就労継続支援 A 型	サラメシ本舗	719-3144	真庭市落合垂水 729-2	0867-52-8563	(株) 今本屋
就労継続支援 A 型	デイセンターまにわ	719-3143	真庭市下市瀬 653	0867-52-7371	(福) 慶光会
就労継続支援 B 型	コスモスワーク	716-1401	真庭市五名 10-1	0866-52-9390	(福) 秋桜会
就労継続支援 B 型	ワークスひるぜん	717-0505	真庭市蒜山上長田 2300-1	0867-66-7750	(福) 慶光会
就労継続支援 B 型	スカイハート灯	717-0741	真庭市若代 2887-1	0867-46-2090	(NPO) 灯心会
就労継続支援 B 型	真庭いきいき会	716-1403	真庭市宮地 1621	0866-56-1330	(NPO) 真庭いきいき会
就労継続支援 B 型	旭川荘真庭地域センター	717-0402	真庭市湯原温泉 442-1	0867-62-7701	(福) 旭川荘
就労継続支援 B 型	ワークプレイスマにわ	719-3114	真庭市高屋 376-1	0867-52-2662	(福) 慶光会
就労継続支援 B 型	フリーズドライ工房まにわ	719-3202	真庭市中島 386-1	0867-44-1881	(福) 鶯園
就労継続支援 B 型	泉茶(きんかえも真庭支所)	719-3201	真庭市久世 2937-6	0868-24-2745	(NPO) じゃがいもの木
就労継続支援 B 型	ジーニー	719-3224	真庭市目木 1424-7	0867-45-0433	(同) 池田商店
共同生活援助	コスモス共同生活事業所	716-1401	真庭市五名 10-1	0866-52-9390	(福) 秋桜会
共同生活援助	グループハウスおちあい	719-3143	真庭市下市瀬 653	0867-52-7371	(福) 慶光会

サービス	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	経営主体
共同生活援助	グループハウスひるぜん	717-0505	真庭市蒜山上長田 2300-1	0867-66-7750	(福) 慶光会
共同生活援助	グループハウスかわかみ	717-0602	真庭市蒜山上福田 1201-23	0867-66-4060	(福) 慶光会
共同生活援助	真庭地域生活ホーム	717-0402	真庭市湯原温泉 442-1	0867-62-7701	(福) 旭川荘
共同生活援助	ソロ	719-3201	真庭市久世 2690	0867-45-0433	(同) 池田商店
計画相談支援	真庭地域生活支援センター	719-3201	真庭市久世 2928	0867-42-7966	(福) 慶光会
計画相談支援	サポートステーションコスモス	716-1411	真庭市上水田 4988-1	0866-52-5622	(福) 秋桜会
計画相談支援	いきいき相談支援	716-1403	真庭市宮地 1621	0866-56-1330	(NPO) 真庭いきいき会
地域移行支援	真庭地域生活支援センター	719-3201	真庭市久世 2928	0867-42-7966	(福) 慶光会

● 児童通所サービス市内事業所一覧

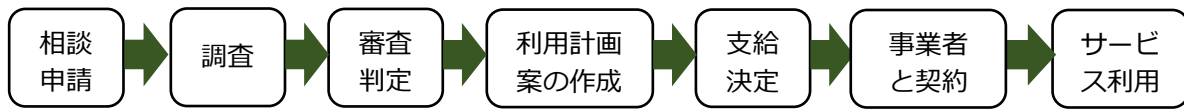
サービス	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	経営主体
児童発達支援	つぼみ北房	716-1411	真庭市上水田 3166 番地 1	0866-56-1976	(NPO) 真庭いきいき会
児童発達支援	旭川荘真庭地域センターさくら (主たる障がい重症心身障がいとするもの)	717-0402	真庭市湯原温泉 442-1	0867-62-7701	(福) 旭川荘
児童発達支援	バズ	719-3213	真庭市多田 33-1	070-8587-6241	(同) 池田商店
児童発達支援	マルコポーロ	719-3201	真庭市久世 2259-1	0867-45-1105	(株) ピタゴラス
放課後等デイサービス	ピタゴラス	719-3201	真庭市高屋 17-2	0867-45-7702	(株) ピタゴラス
放課後等デイサービス	マルコポーロ	719-3201	真庭市久世 2259-1	0867-45-1105	(株) ピタゴラス
放課後等デイサービス	ペリー	717-0013	真庭市勝山 1254	070-6444-7788	(株) ピタゴラス
放課後等デイサービス	つぼみ北房	716-1411	真庭市上水田 3166 番地 1	0866-56-1976	(NPO) 真庭いきいき会
放課後等デイサービス	旭川荘真庭地域センターさくら (主たる障がい重症心身障がいとするもの)	717-0402	真庭市湯原温泉 442-1	0867-62-7701	(福) 旭川荘
放課後等デイサービス	バズ	719-3213	真庭市多田 33-1	070-8587-6241	(同) 池田商店
居宅訪問型児童発達支援	旭川荘真庭地域センターさくら (主たる障がい重症心身障がいとするもの)	717-0402	真庭市湯原温泉 442-1	0867-62-7701	(福) 旭川荘
保育所等訪問支援	旭川荘真庭地域センターさくら (主たる障がい重症心身障がいとするもの)	717-0402	真庭市湯原温泉 442-1	0867-62-7701	(福) 旭川荘
保育所等訪問支援	バズ	719-3213	真庭市多田 33-1	070-8587-6241	(同) 池田商店
保育所等訪問支援	つぼみ北房	716-1411	真庭市上水田 3166 番地 1	0866-56-1976	(NPO) 真庭いきいき会
保育所等訪問支援	マルコポーロ	719-3201	真庭市久世 2259-1	0867-45-1105	(株) ピタゴラス

● その他（市内）

サービス	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	経営主体
福祉ホーム	三愛ホーム	719-3141	真庭市上市瀬 370-4	0867-52-0131	(医) 社団井口会

●サービスの利用方法

申請から利用までの流れ



申請について

- ・マイナンバーが必要です。受けたいサービスにより提出するものが異なりますので、福祉課にお問い合わせください。
- ・障害福祉サービス、障害児通所支援を利用する場合、サービス等利用計画、障害児支援利用計画が必要です。詳しくは真庭地域生活支援センター（TEL 0867-42-7966 FAX 0867-42-7960）、サポートステーションコスモス（TEL 086 6 - 52-4771 FAX 086 6 - 52-4772）にお問い合わせください。

利用者負担

原則 1 割負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

所得を判定するときの世帯の範囲

18 歳以上の障がい者 (施設に入所する 18、19 歳を除く。)	障がいのある人とその配偶者
18 歳未満の障がい児 (施設に入所する 18、19 歳を含む。)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障がい者の利用者負担

区分	対象となる世帯	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯の人	0 円
低所得	市民税非課税世帯の人	0 円
一般 1	市民税課税世帯で、市民税所得割 16 万円未満の人 ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除く。	9,300 円
一般 2	上記以外の人	37,200 円

障がい児の利用者負担

区分	対象となる世帯	月額負担上限額	
生活保護	生活保護世帯の人	0 円	
低所得	市民税非課税世帯の人	0 円	
一般 1	市民税課税世帯で、 市民税所得割 28 万円未満の人	通所施設、ホームヘルプ利用 の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円	

軽減制度

●高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に障害福祉サービス（補装具にかかる利用者負担を含む）を利用する人が複数いる場合などでも、合算した額が上限額を超えた分は、「高額障害福祉サービス等給付費」として支給されます。

●食費等実費の負担軽減措置（※入所施設利用者、通所施設利用者のみ）

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されていますが、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、それを基準に補足給付を行うことで、負担の軽減を図ります。（※通所施設等では、低所得、一般世帯（所得割 16 万円未満）の場合、食材料費のみの負担となるため、約 3 分の 1 の負担となります。）グループホームの利用者（生活保護又は低所得世帯）が負担する家賃を対象として利用者 1 人当たり円額 1 万円を上限に助成されます。

●多子軽減措置

障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援）を利用している児童と、同じ世帯の市民税所得割額が 77,101 円未満で兄又は姉がいる場合、又は同じ世帯の市民税所得割額が 77,101 円以上で、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援施設に通う就学前の兄若しくは姉がいる場合、利用者負担を軽減します。

●児童発達支援等の無償化

満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から就学前まで、利用者負担は無料となっています。無料となるサービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援です。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局



●地域生活支援事業

サービスの名称	内容	対象者
移動支援事業	外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の種別で下肢、体幹、移動機能、視覚、聴覚障がい1級～2級の方 療育手帳の交付を受けている方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 難病の方
日中一時支援事業	施設において日中活動の場を提供し、在宅の障がい者や障がい児及びその家族の介護負担の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている方 療育手帳の交付を受けている方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 難病の方 日中において一時的に見守り等の支援が必要と認められ方
訪問入浴サービス	在宅の重度障がい者が、訪問入浴車の利用により自宅で安全に入浴できることで障がい者の清潔の保持、心身機能の維持を図ることができます。	居宅で入浴が困難な在宅で生活する重度の障がい者の方
福祉ホーム	居宅生活が困難な障がい者に生活する場所を提供します。	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な身体、知的及び精神障がい者

費用の一部負担

原則1割負担。ただし、生活保護受給世帯・低所得世帯は無料。

● 日中一時支援事業の利用にあたり食事や光熱水費、材料費等は実費を負担していただきます。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●障害者(児)通所奨励事業

内容

在宅の障害者で就労支援施設等及び小規模作業所に通所するものに対し、奨励金を支給することにより自立生活を奨励し、心身障害者の福祉の増進を図ります。

対象者

真庭市が障害者福祉サービス受給者証を交付し、就労支援施設等に通所する者及び市内の小規模作業所に通所している者

給付額

通所する実日数に200円を乗じた金額(上限 月額4,000円)

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局



7 相談窓口

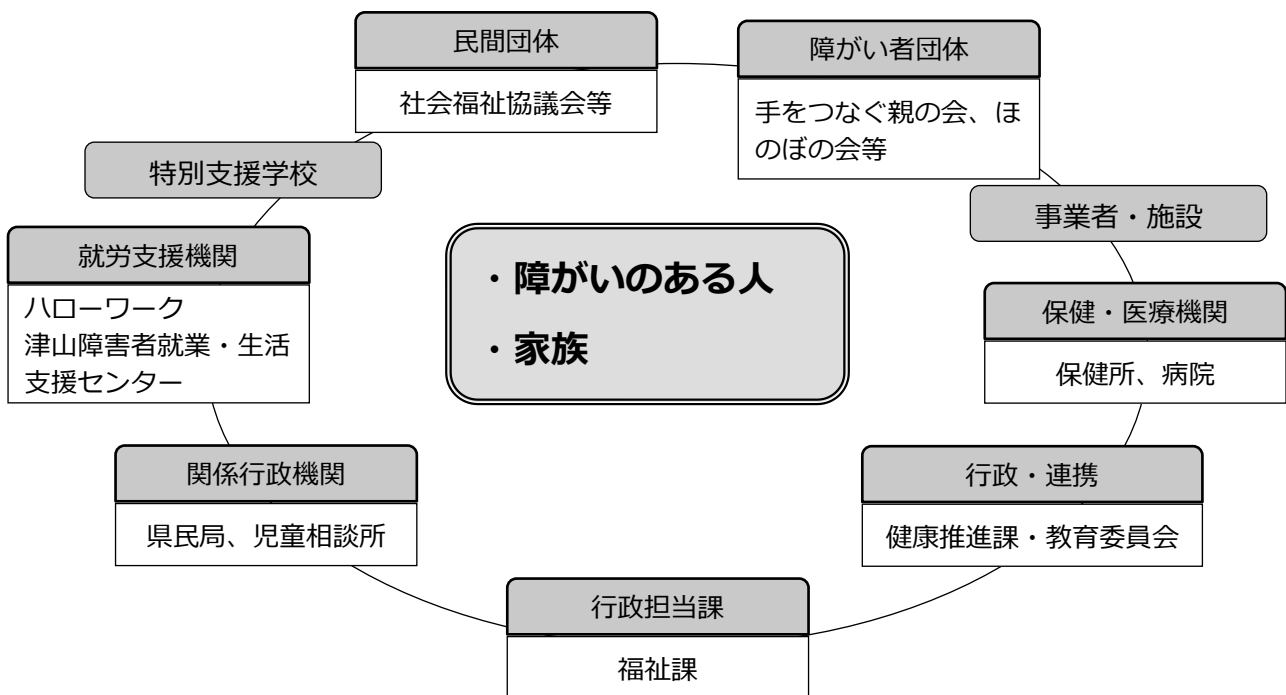
● 真庭地域自立支援協議会

内容

真庭地域自立支援協議会は、真庭市と新庄村の障がいのある当事者、その家族、支援者、各関係機関で構成しています。障がいのある人が、真庭地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの整備や支援体制の充実を図るため、当事者や支援者、民間の事業所及び障がい者福祉にかかわる行政機関等が協議、協働しています。

問合せ

●事務局 真庭市役所健康福祉部福祉課
TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369



- ◇部会 ◎子ども・子育て支援部会 ◎生活支援部会 ◎就労支援部会
- ◇個別支援会議

● 障害者相談員

内容

市には、地域ごとに選任された身体障害者相談員 10 名 知的障害者相談員 6 名がおられます。この相談員は、主に身体障がいのある方と知的障がいのある方の保護者から選ばれ、それぞれの立場で日常の困りごとや心配ごと等の相談に応じます。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

● 成年後見制度

内 容

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由から判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所から選任された「成年後見人等」などが、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、法律的に支援する制度です。

問合せ

● 成年後見制度に関する問い合わせ

- ・ 相談、申立て手続きの窓口

(北房地区以外にお住まいの方)

岡山家庭裁判所津山支部 〒708-0051 津山市椿高下 52 TEL 0868-22-9326

(北房地区にお住まいの方)

岡山家庭裁判所 〒700-0807 岡山市北区南方 1-8-42 TEL 086-222-6771

● 真庭市の相談窓口

成年後見制度に関するご相談に応じ、成年後見制度を利用するための情報提供などを行う相談窓口です。

まにわ権利擁護ステーション TEL 0867-42-1666 FAX 0867-42-1390

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369

● 成年後見制度利用支援事業

内 容

成年後見制度利用に要する費用を助成するための制度です。

● 助成対象経費

- ① 成年後見制度申立費用の助成・申立の手続きに必要な手数料
- ② 後見人等への報酬(上限 在宅の方 月額 28,000 円、施設入所の方 月額 18,000 円)

対象者

真庭市内に住所を有する方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用や後見人等への報酬の支払いが困難である方

問合せ

まにわ権利擁護ステーション TEL 0867-42-1666 FAX 0867-42-1390

●市内相談窓口

名称	内容	住所	電話番号	FAX 番号
真庭地域生活支援センター	障がい者全般の地域生活に関すること	〒719-3201 真庭市久世 2928	0867-42-7966	0867-42-7960
サポートステーションコスモス	障がい福祉サービス等の相談支援	〒716-1401 真庭市五名 574-1	0866-52-5622	0866-52-4772
いきいき相談支援	障がい福祉サービス等の相談支援	〒716-1403 真庭市宮地 1621	0866-56-1330	0866-56-1340
真庭市障がい者虐待防止センター	障がい者の虐待に関すること	〒719-3292 真庭市久世 2927-2 (真庭市福祉課内)	0867-42-1581	0867-42-1369
真庭市発達・発育支援センター	発達や発育、社会生活での回りに関する相談	〒719-3292 真庭市久世 2928 (久世保健福祉社会館 2階)	0867-42-1080	0867-42-1369

●県内相談窓口

名称	住所	電話番号	FAX 番号
美作県民局福祉振興課	〒708-0051 津山市椿高下 114	0868-23-1298	0868-23-6129
岡山県立岡山盲学校 視覚障害児・者相談支援センター	〒703-8235 津山市椿高下 114	086-272-3165	086-272-1853
真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山 591	0867-44-2990	0867-44-2917
津山児童相談所	〒708-0004 津山市山北 288-1	0868-23-5131	0868-23-5132
津山障害者就業・生活支援センター	〒708-0841 津山市川崎 1554	0868-21-8830	0868-21-8863
おかやま発達障害者支援センター	〒703-8555 岡山市北区祇園 866	086-275-9277	086-275-9278
おかやま発達障害者支援センター 県北支所	〒708-8506 津山市山下 53	0868-22-1717	0868-32-9337
身体障害者更生相談所	〒700-0807 岡山市北区南方 2 丁目 13-1	086-235-4577	086-235-4346
知的障害者更生相談所		086-235-4316	086-235-4346
女性相談所		086-235-6060	086-235-4315

●岡山県精神保健福祉センター 〒700-0985 岡山市北区厚生町 3 丁目 3 番 1 号

精神保健福祉センター	内容	受付日時	電話番号
	こころの電話相談	月曜日・水曜日・木曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時 30 分から 12 時、午後 1 時から 4 時	086-201-0828
	自殺対策推進センター	火曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時 30 分から 12 時、午後 1 時から 4 時	086-224-3133
	来所相談	完全予約制	086-201-0850

● 関係団体

障がい者や障がい者家族の情報交換や互助を目的とした各種団体があり、支援や情報提供を行っています。詳しくは各団体にお問い合わせください。

団体名	内容	問い合わせ先 (TEL 番号・FAX 番号)	
真庭市手をつなぐ親の会	知的障がい者の家族相互間の連絡を密にして、関係者と共に知的障がい者の自立と社会参加を促進させ、地域で生き生きと暮らしていけるように支援していくことを目的としています。	〒719-3201 真庭市久世 2928 (真庭市社会福祉協議会内)	
		0867-42-1005	0867-42-2263
真庭市精神障害者家族会 (ほのぼの会)	精神障がい者の家族相互間の連絡を密にして、関係者と共に精神障がい者の自立と社会参加を促進させ、地域で生き生きと暮らしていけるように支援していくことを目的としています。	〒719-3201 真庭市久世 2928 (真庭市健康福祉部健康推進課)	
		0867-42-1050	0867-42-1388
どーなつの会	知的障がい児の自立と福祉の向上をめざして、家族相互間の交流会、研修会等を開催しています。	〒719-3292 真庭市久世 2927-1 (真庭市福祉課内) 代表 谷川久世	
		0867-42-1581	0867-42-1369
ひまわりの会	発達障がい児(者)親の会で、家族交流会を行います。	〒719-3201 真庭市久世 2928 (真庭市福祉課発達障害支援センター内) 代表 坂手志乃	
		0867-42-1080	0867-42-1369
岡山県津山断酒新生会	アルコール依存症からの回復を目指す当事者や家族の自助グループです。	〒719-3141 真庭市上市瀬 368 (向陽台病院内)	
		0867-52-0131	0867-52-1838
真庭市腎友会	透析患者の福祉の向上と会員相互の親睦を図ることを目的としています。	〒719-3141 真庭市上市瀬 341 (落合病院内)	
		0867-52-1133	0867-52-1160
まにわシードの会	高次脳機能障がいについて理解を深め、対象者と家族への支援を行います。	〒719-3141 真庭市上市瀬 341 (落合病院内)	
		0867-52-1133	0867-52-3565
高次脳機能障害者家族会 「おしゃべり会」	高次脳機能障がいのある方と家族が悩みや現状を自由に話せる場で月 1 回開催しています。	〒719-3201 真庭市久世 2928 (真庭市健康福祉部健康推進課)	
		0867-42-1050	0867-42-1388
岡山県視覚障害者協会真庭支部	真庭地区で暮らす視覚障がい者が日頃、生活で工夫していることなどの情報交換を通じて、会員相互の親睦を図り、社会参加促進を進めています。	〒719-3201 真庭市久世 2340-10 代表 山本鉄夫	
		0867-42-4804	-

団体名	内容	問い合わせ先 (TEL 番号・FAX 番号)	
真庭市聴覚障害者コミュニケーションの会 やまなみ	聴覚障がいについて理解を深め、障がいの有無に関係なく生き生きと暮らせる社会づくりを目的としています。	〒719-3121 真庭市上河内 89 事務局 井田睦子	
ふれあい・いきいきサロン	一人暮らしの高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者・障がい者（児）、子育て中の親・子ども等の孤立感や不安を解消し、地域での「ふれあいの場」「仲間づくり」をする活動です。	0867-55-2091	0867-55-2091
なごみの会	真庭地域の聴覚障がい者と手話サークル・要約筆記サークルに所属するボランティアで開催するサロンで、聴覚障がい者の社会参加とふれあいの場づくりをすすめています。 開催時間 毎月第 2 土曜日 10:00～15:00	〒719-3201 真庭市久世 2928（真庭市社会福祉協議会内）	
ひだまりサロン	社会参加が苦手な人が集える場 開催時間 10:00～15:00 ・久世保健福祉会館…毎週火曜 ・北房振興局…第 2 金曜 ・赤野サロン会場(落合)…第 4 金曜 ・川上保健センター(蒜山)…第 3 水曜	0867-42-1005	0867-42-2263
ひだまりサロン		〒719-3201 真庭市久世 2928 (真庭市健康福祉部健康推進課)	
ひだまりサロン		0867-42-1050	0867-42-1388



8 障がい者の権利

障がいのある人への虐待を防ぎましょう！

平成 24 年 10 月に障がい者の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が施行されました。

障がい者への虐待に関わる通報、相談などは、真庭市障がい者虐待防止センターに御連絡ください。

障がい者への虐待をなくすために、御協力をお願いします。

虐待かもと思ったら・・・いち早く相談、連絡を！

真庭市障がい者虐待防止センター

真庭市久世 2927-2 (福祉課)

■TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369

■休日・夜間 TEL 0867-42-1111 (本庁舎宿日直)

●障がいのある人とは

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）その他心身の機能に障がいがあり、その障がいや社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

●虐待の種類

①養護者（家族・親族）などによる虐待

障がいのある人の生活の世話をしている家族親族、同居人などによる虐待

②障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

③使用者による虐待

障がいのある人を雇っている事業主などによる虐待

●障がい者虐待の例

身体的虐待	平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、身体拘束、薬を飲ませる、無理矢理食べ物や飲み物を口に入れる など
性的虐待	性交、性的行為の強要、裸にする、性器への接触、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、成人の障がい者を子ども扱いする、無視する など
放棄、放任 (ネグレクト)	食事や水分を十分に与えない、汚れた衣類を取り替えない、排泄の介助をしない、病院に連れて行かない、学校に行かせない など
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、預貯金を勝手に使う など

§セルフネグレクト（自己放任） 法律による規定はありませんが支援を行うことが必要とされています。

サイン 昼間でも雨戸が閉まっている、郵便物がたまったまま、ごみが部屋の周囲に散乱しているなどの状況が見られたら連絡して下さい。

障がいのある人への差別をなくし、ともに生きる社会へ

平成 28 年 4 月に障がいのある人への差別をなくすことで障がいのある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指して「障害者差別解消法」が施行されました。

●障がいを理由とする差別とは

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明（※）があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある人に権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

（※）知的障がいなどにより本人自らが意思の表明をすることが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることができます。

●社会的障壁とは

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものを指します。

社会における事物	通行、利用のしにくい施設、設備など	慣行	障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など
制度	利用しにくい制度など	観念	障がいのある人への偏見など

障がいのある人の雇用と在宅就労の向上を目指して

平成 28 年 4 月に改正された「障害者雇用促進法」では、障がい者に雇用についての差別禁止、就業上必要な改善（安全な環境、通院や体調に配慮することなど）が必要だと明文化されています。

●障がい者に対する差別の禁止

雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止することが、明文化されています。

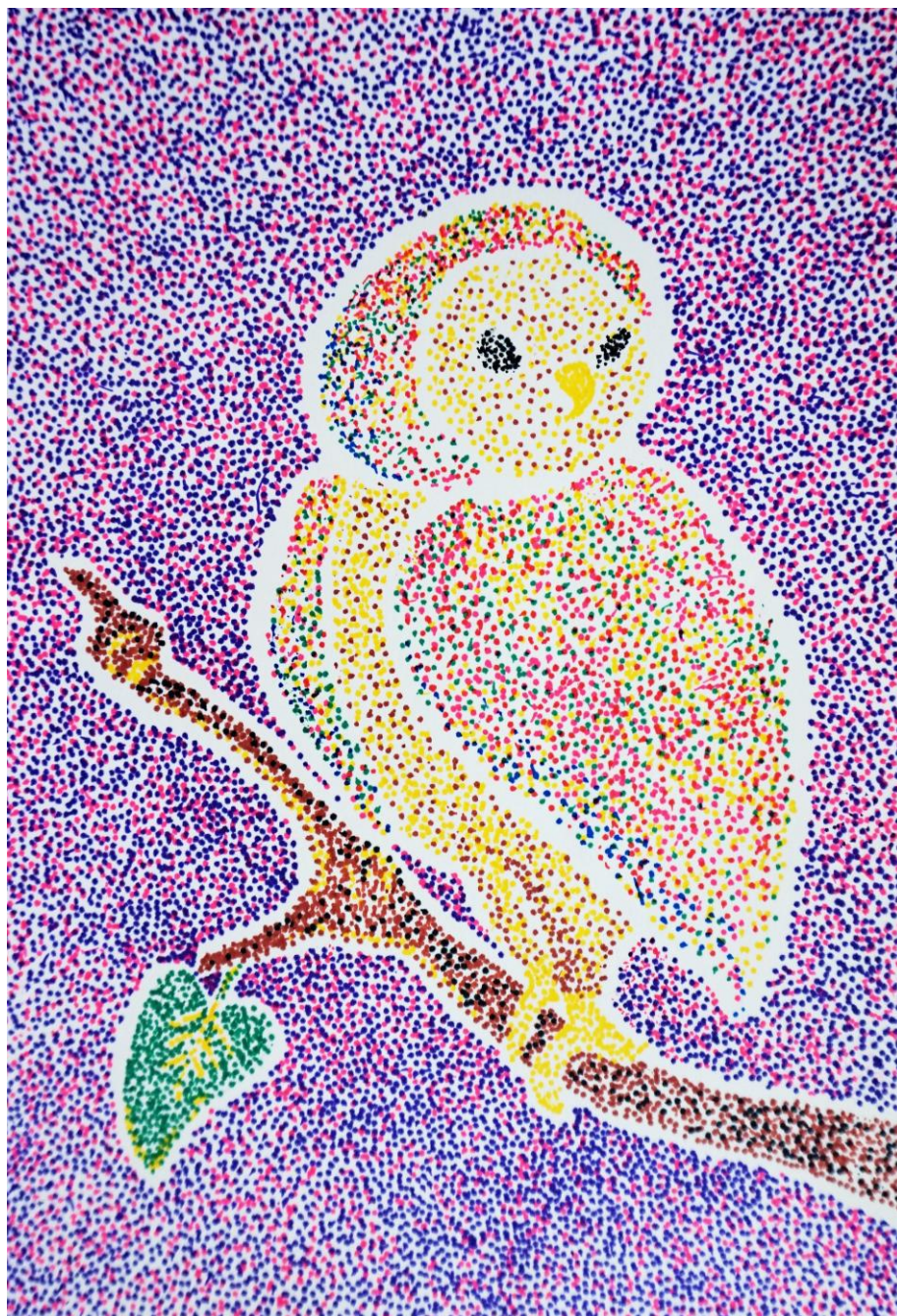
●合理的配慮の提供義務

障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられています。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除きます。

（想定される例）

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障がいを持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること。

MEMO



真庭市障がい福祉ガイドブック

発行者／真庭市健康福祉部 福祉課

連絡先／〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

TEL : 0867-42-1581 FAX : 0867-42-1369

メール／fukushi@city.maniwa.lg.jp

発行日／令和 8 年 4 月

※令和 8 年 4 月現在の福祉制度やサービスの概要を掲載しています。

※このガイドブックの表紙・裏表紙・ページ内部の絵画は、真庭市にある就労継続支援 B 型事業所「スカイハート灯」の利用者様が製作した作品です。